

はじめに

三重県教育委員会では、学校における防災教育及び防災対策の充実を図るため、平成9年2月、阪神・淡路大震災の被害状況をもとに、「学校における地震防災の手引」を作成し、また、平成21年3月に「三重県防災対策推進条例」が施行されたことを踏まえ、平成22年3月には、風水害にも対応できる内容を加えるなどの改訂を行った「学校における防災の手引」を作成し、県立学校や市町等教育委員会等へ配付してきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、多くの児童生徒等が犠牲となったほか、災害発生時の学校の対応、避難経路の確保、そして学校が避難所になった場合の運営など、多くの課題が明らかになりました。

三重県教育委員会では、東日本大震災により明らかになった学校の防災教育及び防災対策の課題について、見直しや取組の強化の方向性と具体的な対応例を「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について＜指針＞」（平成23年12月）として取りまとめました。

その後、三重県においては、「三重県地震被害想定調査結果」（平成26年3月）の公表、「三重県新地震・津波対策行動計画」（平成26年3月）や「三重県新風水害対策行動計画」（平成27年3月）の策定など、重点的に防災対策を進めています。

三重県教育委員会においては、こうした状況を踏まえ、学校における防災教育及び防災対策をさらに充実していくため、「学校における防災の手引」の内容を見直し、改訂を行うことにしました。

この手引では、事前（備える）・災害発生時（命を守る）・事後（立て直す）の危機管理の段階別に構成を再編し、各段階で行うべき事項を明確にしたほか、学校における「防災の日常化」として3つのめざす姿を記載しています。また、防災学習、防災訓練の事例を増やすなど、学校における防災教育・防災対策を推進するにあたって参考となるよう内容を充実しています。

改めて言うまでもなく、学校教育に携わる者にとって、児童生徒等の命を守ることに勝るものではありません。三重県の将来を担う児童生徒等に安全で安心な学習環境を提供していくことは私達の責務であります。

各学校においては、この手引を十分に活用し、学校や地域の実状等に応じた防災教育及び防災対策を一層推進することで、児童生徒等一人ひとりが、災害から自分の命を自分で守るとともに、他者や社会の安全や安心に貢献できる人となることを願っています。

平成28年1月

三重県教育委員会教育長
山口 千代己

目 次

第 1 章 三重県における災害の概要

1 地震	1
（1）三重県において警戒すべき地震	1
（2）南海トラフ地震	2
（3）1944 年（昭和 19 年）に発生した昭和東南海地震	3
（4）1946 年（昭和 21 年）に発生した昭和南海地震	4
2 風水害	4
（1）伊勢湾台風	4
（2）2004 年（平成 16 年）台風第 21 号と秋雨前線に伴う大雨	5
（3）紀伊半島大水害（平成 23 年台風第 12 号）	5

第 2 章 学校における防災の考え方

1 学校防災の意義	6
2 学校における「防災の日常化」	6

第 3 章 事前の危機管理（備える）

1 防災に関する計画	8
（1）計画のねらい	8
（2）計画に必要な事項	8
（3）計画の評価・改善	9
2 防災体制の整備	10
3 緊急動員計画	11
4 情報連絡体制の整備	11
5 点検の実施	12
（1）施設及び設備等の安全点検	12
（2）非構造部材の点検	12
（3）避難経路・避難場所の点検	13
6 災害発生時や待機時に必要な備品や備蓄	14
7 防災教育の推進	15
（1）学校における防災教育のねらい	15
（2）学校種別ごとの防災教育の重点	16
（3）防災教育の実践に向けた取組	17
（4）防災学習の事例	18
8 防災訓練の実施	23
（1）訓練の目的	23
（2）地域等との連携	23
（3）防災訓練の事例	24

9	教職員の指導力及び対応力の向上	27
(1)	教職員研修	27
(2)	指導資料の収集・作成	27
10	家庭、地域、関係機関との連携	29
(1)	家庭との連携	29
(2)	地域との連携	29
(3)	関係機関との連携	29

第4章 災害発生時の危機管理（命を守る）

1	地震発生時の基本的対応	30
(1)	地震発生時における主な対応フロー（在校中）	31
(2)	地震発生時における主な対応フロー（登下校中）	35
(3)	地震発生時における主な対応フロー（校外活動中）	37
(4)	地震発生時における主な対応フロー（在宅中）	39
2	風水害発生時の基本的対応	41
(1)	暴風警報等発表時における主な対応フロー（在校中）	41
(2)	暴風警報等発表時における主な対応フロー（在宅中）	43
3	特別支援学校における安全指導	44
(1)	対応のポイント	44
(2)	体制整備	45
4	定時制高校（夜間）における安全指導	46
(1)	対応のポイント	46

第5章 事後の危機管理（立て直す）

1	防災体制の確立	47
2	緊急連絡体制	49
3	引き渡しと待機	51
(1)	児童生徒等の帰宅方法、帰宅が困難な児童生徒等の保護体制	51
(2)	児童生徒等の引き渡しと待機	51
(3)	引き渡しの基本対応フロー	52
4	施設・設備の被害状況の点検	54
5	学校が避難所となる際の対応	55
(1)	運営体制	55
(2)	避難所開設・運営のポイント	56
(3)	学校の対応	57
6	学校教育の再開・復旧に向けた対応	60
(1)	応急教育計画の策定	60
(2)	学校教育再開への取組	60
(3)	学校教育再開の決定	61

(4) 教科書・学用品等の調達	6 1
(5) 学校教育再開に向けた基本対応フロー	6 2
7 心のケア	6 3
(1) 災害発生時における健康観察のポイント	6 4
(2) 災害発生時におけるストレス症状のある児童生徒等への対応	6 5
(3) 心のケアに対応する教職員の役割	6 6
(4) 災害発生時における心のケアの進め方（図解）	6 7

第6章 東海地震に関する情報発表時の対応

1 東海地震	6 8
2 県内の東海地震に係る防災対策強化地域	6 8
3 東海地震に関する情報発表時の主な防災対策等	6 9
4 児童生徒等の安全対策	7 1
5 東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）発表時における主な対応 フロー（在校中）	7 3

（資料編）

I 地震・津波	7 5
1 地震発生メカニズム	7 5
2 津波発生メカニズム	7 9
3 震度とマグニチュード	8 3
4 三重県地震被害想定調査結果	8 4
5 南海トラフ地震対策	8 9
II 風水害	9 0
1 台風	9 0
2 集中豪雨	9 0
3 台風や集中豪雨によっておこる災害	9 2
4 発達した積乱雲がもたらす風水害（急な大雨、竜巻、雷）	9 3
5 避難	9 5
6 台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について	9 6
III 防災に関する計画（例）	9 7
IV 教職員の緊急動員計画（基準）及び非常体制時の業務等	9 8
1 緊急動員計画（基準）	9 8
2 非常体制時に行う業務	9 9
3 非常体制の規模縮小や解除	9 9
V 点検チェックリスト	1 0 0
VI 学習指導要領等における防災に関する主な内容	1 0 2
VII 防災教育年間指導計画（例）	1 1 1
VIII 防災関連のホームページ一覧	1 1 6
IX 防災関係連絡先一覧	1 2 6

第1章 三重県における災害の概要

学校における防災対策の一層の充実を図るためには、三重県における災害について認識を深め、学校で生じる人的・物的被害や学校教育へ与える影響などのリスクを把握する必要があります。

ここでは、近い将来発生が危惧されており三重県に大きな被害をもたらす可能性が高いプレート境界型（海溝型）地震の南海トラフ地震や過去に発生した地震の被害概要、伊勢湾台風などの風水害による被害の概要について記載します。

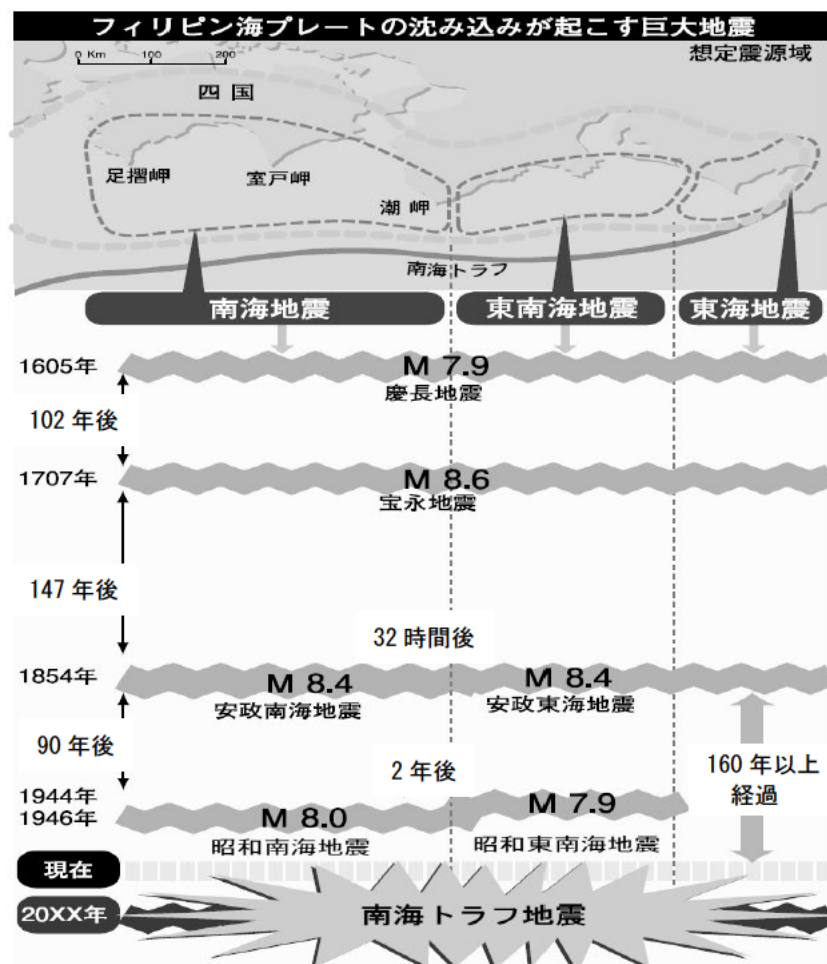
1 地震

（1）三重県において警戒すべき地震

三重県において警戒すべき地震には、大きく分けて二つのタイプがあります。一つは、「プレート境界型（海溝型）地震」（例：南海トラフ地震）、もう一つは、「内陸直下型地震」（例、阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震）です。

プレート境界型地震である南海トラフ地震は、南海トラフ沿いの海底を震源として、過去約 100～150 年おきに、ほぼ規則的に繰り返し発生しています。いずれの地震も例外なく、三重県に大きな影響を与えてきました。

概ね 100 年から 150 年の間隔で繰り返し発生してきた
南海トラフを震源域とする巨大地震



一方、後者の内陸直下型地震は、陸域の浅いところにある活断層を震源として発生する地震です。個々の活断層が動いて地震を発生させる間隔は、概ね千年程度～数万年程度であり、プレート境界型地震と比較すれば、相対的に発生間隔は長くなっています。しかし、1944 年昭和東南海地震、1946 年昭和南海地震や、1854 年安政東海地震・安政南海地震の前後に注目すると、西日本を中心とする各地で内陸直下型地震が多く発生していることがわかっており、このような歴史的 facts に注意する必要があります。例えば、今から約 150 年前に伊賀地域に甚大な被害をもたらした 1854 年伊賀上野地震は、安政東海地震の約半年前に発生しています。

(2) 南海トラフ地震

①南海トラフ地震の発生の可能性

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主なプレート境界型地震や活断層を対象として、今後一定期間内に地震が発生する確率などを評価しています。

同評価によれば、2015 年(平成 27 年)1 月 1 日時点で、今後一定期間内に南海トラフでの巨大地震が発生する確率及び地震規模は下表のようになっており、今世紀中には、間違いなく発生する地震であると考えられています。

○政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会による長期評価結果

「長期評価による地震発生確率値の更新について

(平成 27 年 1 月 14 日公表)」より

地震名	想定される地震規模 (マグニチュード)	今後一定期間内の地震発生確率	
		30 年以内	50 年以内
南海トラフ	M8～9 クラス	70%程度	90%程度

さらに、「全国地震動予測地図 2014 年版～全国地震動ハザードを概観して～」の「都道府県庁所在地の市役所（東京は都庁）及び北海道の支庁舎付近において、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率（平均ケース）（基準日：2014 年（平成 26 年）1 月 1 日）」によると、津市は 62%で全国 8 番目の高い確率となっています。

県庁所在地・北海道の支庁の名称	30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率 (%)
横浜	78
千葉	73
水戸	70
高知	70
徳島	69
根室	68
静岡	66
津	62

地震調査研究推進本部事務局提供

②南海トラフ地震の被害想定

プレート境界型地震である南海トラフ地震の三重県内における被害想定は次のとおりです。

○人的被害想定

※前提条件：冬の深夜に発災

項目	三重県南海トラフ地震 (過去最大※1)	三重県南海トラフ地震 (理論上最大※2)
津波による死者	約 32,000 人	約 42,000 人
建物倒壊による死者	約 1,400 人	約 9,700 人
負傷者	約 17,800 人	約 62,000 人
自力脱出困難者	約 4,700 人	約 38,000 人
避難者（1ヶ月後）	約 480,000 人	約 973,000 人

○物的被害想定（全壊）

※前提条件：冬の夕方に発災

項目	三重県南海トラフ地震 (過去最大)	三重県南海トラフ地震 (理論上最大)
津波	約 38,000 棟	約 37,000 棟
揺れ	約 23,000 棟	約 170,000 棟
液状化	約 5,900 棟	約 6,200 棟
急傾斜地等	約 700 棟	約 1,100 棟
火災	約 2,100 棟	約 34,000 棟

「三重県地域防災計画地震・津波対策編（平成26年3月修正）」より

※1 過去最大とは、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な影響をもたらしてきた歴史的に起こりうることが実証されている南海トラフ地震を想定したもの。

※2 理論上最大とは、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こりうる最大クラスの南海トラフ地震を想定したもの。

（3）1944年（昭和19年）に発生した昭和東南海地震

1944年12月7日13時35分、熊野灘を震源とする昭和東南海地震（マグニチュード7.9）が発生し、激震とともに熊野灘沿岸部を中心とした市町村に最大9mの大津波が襲いかかり甚大な被害を及ぼしました。

○1944年の昭和東南海地震による三重県の被害の状況

死者	373 人
負傷者	607 人
住家全壊	3,376 棟
住家半壊	4,353 棟
住家流失	2,238 棟

「日本被害地震総覧 599-2012」より

なお、(2) ①で想定している南海トラフ地震のマグニチュードが最大で9.0であることを考えると、エネルギーは最大で、1944年に発生した昭和東南海地震のおおよそ32倍程度になり、大きな被害が生じると考えられていることに留意する必要があります。



1944年の東南海地震で変わりかへた様子
(現在の尾鷲市) (写真提供：太田金典さん)

(4) 1946年(昭和21年)に発生した昭和南海地震

1946年12月21日4時19分、和歌山県潮岬沖を震源とする昭和南海地震(マグニチュード 8.0)が発生し、大津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲いました。

○1946年の昭和南海地震による三重県の被害の状況

死者	11 人
負傷者	35 人
住家全壊	65 棟
住家半壊	92 棟
家屋流失	23 棟
家屋浸水	1,435 棟

「日本被害地震総覧 599-2012」より

2 風水害

(1) 伊勢湾台風

1959年(昭和34年)9月21日にマリアナ諸島東海上で発生した熱帯低気圧は、22日午前9時に台風第15号となり、非常に広い暴風域をともなつて、26日午後6時過ぎ和歌山県潮岬の西に上陸。その後6時間余りで本州を縦断し、全国的に大きな被害をもたらしました。特に伊勢湾周辺地域での被害が大きく、後に「伊勢湾台風」と命名されました。

県内の死者・行方不明者は1,281人にのぼりました。特に、木曽三川のデルタ地帯にある木曽岬村(現 木曽岬町)、長島町(現 桑名市)では短時間の降雨量の増加と押し寄せた高潮により堤防が決壊し、この地帯だけで800人を超える方が亡くなりました。

この伊勢湾台風をきっかけに国は、体系的な防災体制の構築が必要として、防災対策の基本となる「災害対策基本法」を制定しました。



桑名市長島町 (写真提供：輪中の郷)

■被害の概要

死者・行方不明	5,098 人（三重県 1,281 人）
住家浸水	363,611 棟（三重県 62,655 棟）
住家全壊	40,838 棟（三重県 5,346 棟）

■伊勢湾台風の気象特性

上陸時中心気圧	929.2 h P a
上陸時風速	45.4m/秒（伊良湖岬）
高潮	3.55m（名古屋港）
波高	8～10m（湾外）、2.4m（名古屋港外）

（２）2004 年（平成 16 年）台風第 21 号と秋雨前線に伴う大雨

台風第 21 号とその影響を受けた前線により 9 月 28 日から 29 日にかけて、宮川村を中心とした県中南部地域で豪雨となり時間雨量 119mm、連続雨量 753mm を記録し、宮川村や紀伊長島町において大規模土石流、崖崩れ、地すべり災害が発生しました。

この土砂災害などによって、県内では死者 9 人、行方不明者 1 人、重傷者 2 人の人的被害が発生しました。



平成 16 年豪雨災害（旧宮川村地内）

（３）紀伊半島大水害（平成 23 年台風第 12 号）

台風第 12 号は、平成 23 年 9 月 1 日から 5 日朝にかけて、三重県南部や奈良県、和歌山県を中心に、長期間にわたって激しい雨をもたらし、各地で浸水被害や土砂災害が発生しました。

この結果、県内では、防災関係機関の懸命の救助活動にもかかわらず、2 名の方が犠牲となり、1 名の方が行方不明となっているほか、住家被害が 2,761 棟におよぶ大災害となりました。

特に、熊野市、御浜町、紀宝町の被害が甚大なことから災害救助法を適用するとともに、熊野市、紀宝町については被災者生活再建支援法を適用しました。



紀伊半島大水害（熊野市地内）

第2章 学校における防災の考え方

1 学校防災の意義

学校は、児童生徒等の学習の場であり、地域住民との交流など多様な活動の場となることから、安全な教育環境が維持されるとともに、児童生徒等の安全が確保されることが重要です。

特に、大規模自然災害時には、多数の被災者が学校に避難し、学校は避難所としての対応を求められることから、日頃からの市町等との連携や、地域に開かれた学校づくりを推進していく必要があります。

平成21年に施行された「学校保健安全法」では、学校安全計画の策定・実施、危険等発生時対処要領の作成、関係機関等との連携など、学校安全に関して各学校において共通に取り組むべき事項が規定されました。また、三重県では、「自助」、「共助」、「公助」の理念の下、みんなで力をあわせて防災対策を総合的かつ計画的に推進することをめざして、同年に「三重県防災対策推進条例」を制定しました。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災が学校現場に与えた衝撃は大きく、改めて学校防災の在り方を考え直す機会となるとともに、防災教育及び防災対策の重要性が再認識されました。

学校における防災の取組は、児童生徒等の災害対応能力の向上に関すること、児童生徒等の安全確保に向けた環境の充実にに関すること及び、これらを推進する体制整備に関することに整理できますが、自然災害から児童生徒等の命を守り、安全で安心な教育環境を形成していくため、これらを適切に推進し、防災教育及び防災対策を一層充実していくことが望まれます。

2 学校における「防災の日常化」

近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震や、年々、勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に備えるため、学校における防災の取組の着実な実施を通じて、防災教育や防災対策を特別な活動と考えるのではなく、日々の学校生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる学校における「防災の日常化」を、できるかぎり早期に実現する必要があります。そのめざす姿は下記のとおりです。

めざす姿①

東日本大震災等を機に高まった児童生徒等や教職員の防災意識がさらに向上し、日頃の行動に結びついている。

めざす姿②

防災の視点が様々な教育活動に取り入れられ、防災の取組が学校で当たり前のように行われている。

めざす姿③

地域等と連携した防災の取組により、災害に強い学校づくりが進み、将来に引き継がれている。

【参考】

○三重県防災対策推進条例（平成 21 年 3 月 25 日公布・施行）

（前文）

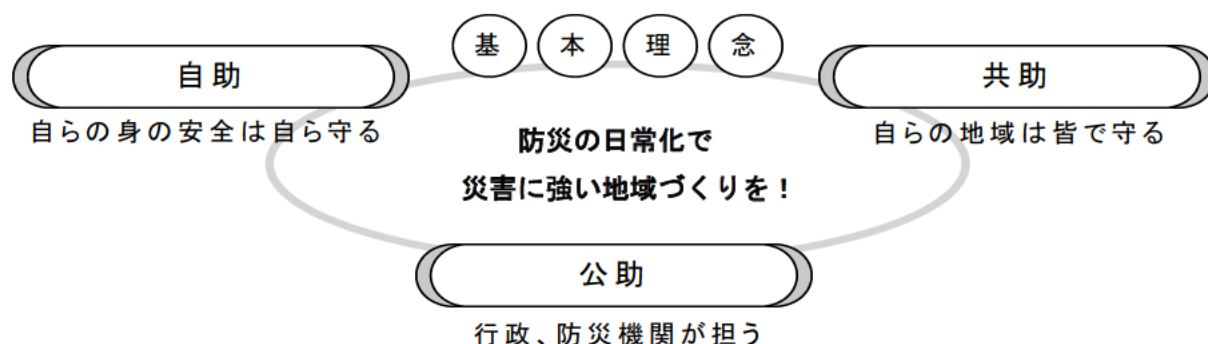
三重県では、これまで伊勢湾台風等の風水害及び大規模な地震災害により、多くの尊い人命、財産が失われてきた。さらに近年にあつては、東海地震、東南海地震、南海地震等の大規模地震の発生の可能性が高まるとともに、全国的に台風、異常気象による集中豪雨等に伴う風水害が多く発生し、県内においても被害が発生している。

もとより、地震対策を始めとする防災対策は、着実に進められてきたところである。しかし、人々の防災意識は風化しがちであることに加え、高齢者等の災害時要援護者の増加、家族形態の変化及び地域の結び付きの希薄化等による地域防災力の低下、孤立地区に関する問題等解決すべき課題は多く、災害に対する備えはいまだ万全とは言えない。

このような状況にかんがみて、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」並びに県、市町及び防災関係機関が担う「公助」の理念に基づいて、県民、自主防災組織、事業者及び県がそれぞれの責務を、市町がその役割を積極的に果たしていくことが必要であり、災害時に地域がどのような被害を受けるのか、また災害を乗り越え、どのような地域づくりを行っていくのかを、それぞれが事前に考え、防災対策を進めていくことが重要である。

ここに、三重県はこれまで地震対策ではぐくんだ「自助」、「共助」及び「公助」の理念の下、地震災害のみならず、風水害その他の自然災害及びこれらの複合型災害にも対応できる地域社会の実現を図るため、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティアその他防災対策を実施する団体と共に力を合わせて、防災対策を総合的かつ計画的に推進することを決意して、この条例を制定する。

《三重県防災対策推進条例の基本理念》



○災害対策基本法における災害・防災の定義

- ・災害（第 2 条第 1 号）・・・暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因※により生ずる被害をいう。

※政令で定める原因：「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。」（災害対策基本法施行令第 1 条）

- ・防災（第 2 条第 2 号）・・・災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

第3章 事前の危機管理（備える）

1 防災に関する計画

学校では、災害の発生に際し、児童生徒等及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育の再開・復旧を円滑に進めるために、児童生徒の発達段階、地域の状況、過去の災害等を踏まえ、防災に関する計画を作成します。

なお、防災に関する計画の作成にあたっては、学校保健安全法第27条に「学校安全計画の策定等」として、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と定められていることに留意する必要があります。

また、障がいのある児童生徒等、日本語指導が必要な外国人児童生徒等、災害時に支援を必要とする児童生徒等について、十分に配慮するものとします。

（1）計画のねらい

① 地震、津波、風水害による被害を最小限にする。

- ・地震等による人的・物的被害に関するリスクを発見し、対策を講じる。
- ・学校の施設・設備等の点検・整備を行う。

② 児童生徒等が「自分の命は自分で守る」ことをできるようにする。

- ・防災に関する事項について理解を深める。
- ・安全な行動をとる能力や態度を育てる。

③ 災害が発生した際の対応をできるようにする。

- ・児童生徒等の安全確保が適切にできる。
- ・学校が避難所となる場合、適切に対応できる。

④ 災害が発生した後の対応をできるようにする。

- ・学校教育の再開・復旧に向けた対応ができる。
- ・児童生徒等及び教職員の健康（心の健康を含む）に配慮した対応ができる。

（2）計画に必要な事項

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 防災体制 | ② 緊急動員計画 |
| ③ 情報連絡体制の整備 | ④ 点検の実施 |
| ⑤ 必要な備品や備蓄 | ⑥ 防災教育及び訓練、教職員研修の実施 |
| ⑦ 災害発生時の対応 | ⑧ 学校が避難所となる際の対応 |
| ⑨ 学校教育の再開・復旧に向けた対応 | ⑩ 心のケア |
- （防災に関する計画（例）は、資料編Ⅲ 97 ページ）

(3) 計画の評価・改善

児童生徒等の安全を確保するため、学校の防災体制、施設・設備の状況、防災教育・訓練等について、評価を行い、学校の安全に関する改善を行います。

また、防災に関する計画の実効性について、教育委員会や防災関係機関、専門家により検証が行われるように努めるとともに、保護者や地域に公開し、毎年見直しを行うなど改善を図ります。

【年間スケジュール例】

措置		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
校内体制の整備・見直し		○											○
情報連絡体制の整備		○											
施設・設備の安全対策の実施（年３回、月１回等）													
避難経路・避難場所の点検・整備						○							
防災教育の実施	各教科												
	総合的な学習の時間等												
防災訓練の実施 （９月は、地域と合同訓練）				○			○				○		
非常用物資の点検・整備						○							○
学校の安全に関する評価・改善	評価と改善	○				○							○
	計画見直し	○											○
教職員の研修		○				○					○		

【留意事項】

- ・学校において、避難計画等を立てる場合は、国、県、市町が作成した最新の地震、津波、水害、土砂災害等に対するハザードマップを活用します。また、毎年、見直しを行うこととし、その際には最新のハザードマップであるか確認します。
- ・津波に関する記述を点検し、必要に応じて津波に関する記述を追加します。なお、内陸部の学校においても遠足や修学旅行などの校外学習、部活動の際の津波避難について記述を追加します。
- ・防災に関する計画に、ライフライン、交通の途絶を想定し、必要な対応を記載します。

2 防災体制の整備

平常時に、教職員の防災に関する意識の向上、防災教育・訓練の実施、施設・設備の管理等を行うための体制をあらかじめ定めておきます。

また、災害発生時における非常体制については、地域の実情等に応じ、初動体制、避難所の運営支援体制等について定めておく必要があります。

〈防災体制の例〉

①平常時：学校安全委員会又は防災委員会

校長、教頭、事務長、学校防災リーダー等で構成し、防災に関する計画の策定及び見直し、防災に関する取組を推進します。

委員長（校長）、副委員長（教頭）

総務担当：防災に関する計画の策定及び見直し、校内の防災体制の整備、各担当の取組状況等の確認、家庭・地域・関係機関との協力体制の整備

施設・設備点検担当：校内の施設・設備等の点検、転倒・落下防止対策の実施、避難場所・避難経路の確認

防災教育担当：児童生徒等に対する指導方針・計画の検討・作成、教職員及び保護者に対する指導方針等の周知等

防災（避難）訓練担当：災害の種類別、発生時間別の訓練の企画・実施、地域や関係機関と連携した訓練の企画・実施、消火器等防災用具の取扱い等に関する研修の企画・実施

救急・救護担当：応急処置等の研修の実施、AED・救急箱等の点検・整備

②災害発生時（非常体制）：学校災害対策本部

本部長（校長）、副本部長（教頭）

総括班

安否確認・避難誘導班

安全点検・消火班

救護班

救急医療班

保護者連絡班

応急復旧班

避難所支援班（避難所となった場合）

※具体的な役割は、「第5章 事後の危機管理（立て直す）」

（47～48ページ）を参照。

3 緊急動員計画

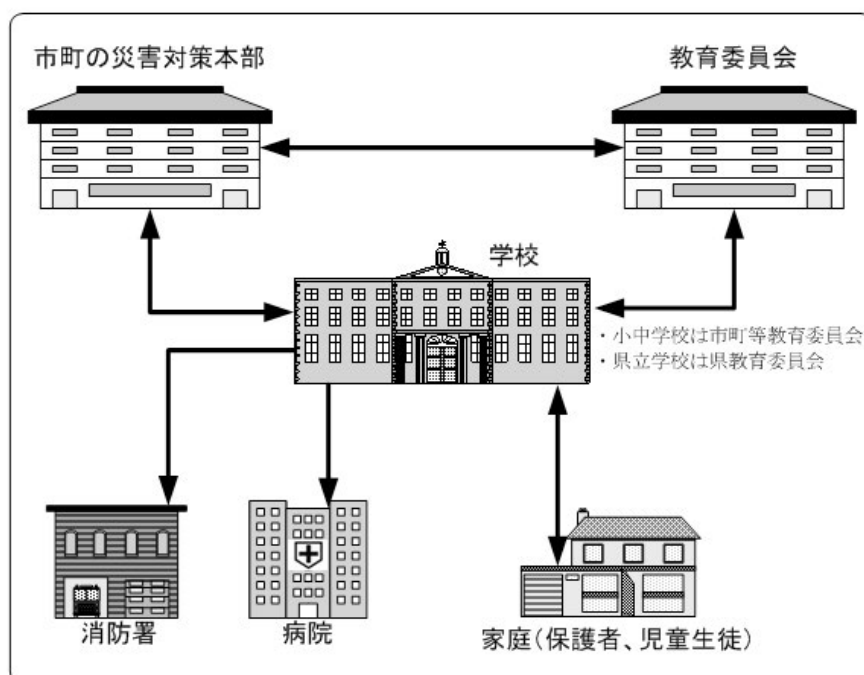
学校は、教育委員会が定めた基準等に基づき、緊急動員計画を作成し、できるだけ速やかに体制が確立されるようにしておきます。緊急動員計画の作成にあたっては、教職員の居住地、地理的条件等も考慮し、実効ある計画になるよう留意する必要があります。

（「教職員の緊急動員計画（基準）及び非常体制時の業務等」（県立学校の場合）は、資料編Ⅳ 98～99 ページを参照）

4 情報連絡体制の整備

災害時における情報連絡を的確かつ迅速に行うため、学校と教育委員会、各市町の災害対策本部、防災関係機関との情報連絡体制を整備するとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との情報連絡体制を整備します。

連絡の方法は、電話が混み合うことにより、つながりにくくなることを想定し、電話以外にも、メール、Web ページ、掲示、防災無線、衛星携帯電話など複数の手段を検討しておきます。また、停電の場合の対応（公衆電話、最寄りの県庁舎の利用等）を検討しておきます。保護者へも通信が途絶する可能性と途絶した場合の対応を説明しておきます。



【情報連絡体制のイメージ】

5 点検の実施

(1) 施設及び設備等の安全点検

安全点検の対象である学校施設等は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により変化します。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行うことが必要です。学校保健安全法施行規則では、下表のように定期的、臨時的、日常的に行う安全点検について示されています。

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災に関する設備などについて	毎学期1回以上、児童生徒等が通常時に使用する施設及び設備の異常の有無について系統的行われなければならない（規則第28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則第28条第1項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則第28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全確保を図らなければならない（規則第29条）

(2) 非構造部材の点検

学校でこれまで行ってきた安全点検の項目に、非構造部材の点検項目を追加するなど、校舎内外の安全点検について再確認する必要があります。

点検項目（例）	
天井材	天井材（仕上げボード）に破損等の異状は見当たらないか。
照明器具	照明器具に変形、腐食等の異状は見当たらないか。
窓ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異状は見当たらないか。
外壁（外装材）	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。
	外壁にひび割れ等の異状は見当たらないか。
収納棚	収納棚、書棚等は取付金物で壁や床に固定しているか。

なお、点検を実施する際には、「学校施設の非構造部材の耐震化ハンドブック（平成27年3月改訂版：文部科学省）」の「点検チェックリスト（学校用）」等を参考にするなど安全確保に努めます。

（「点検チェックリスト」は、資料編V101～102ページを参照）

（3）避難経路・避難場所の点検

津波被害が想定される学校では、学校及び学校区域内の地形・地盤等の条件を考慮したり、地域のハザードマップを活用するなどして、校外への避難経路や避難場所を設定する必要があります。避難場所の設定にあたっては、教職員だけでなく、市町の防災関係課等の専門家の意見も参考に決定します。

また、土地の造成等による地形の変化や道路工事等での通行障害等、環境の変化に応じて点検を行うことが求められます。

これらの避難経路や避難場所の環境の変化を常時把握するためにも計画的な安全点検が必要です。

【点検の観点（例）】
・ 分かりやすい案内板や表示があるか。 ・ 避難経路に障がい物がないか。 ・ 災害種、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか。 ・ 児童生徒等の特性や発達段階を踏まえているか。 ・ 近隣住民の避難や帰宅困難者の避難を想定しているか。 ・ 実地見分を行って確認しているか。 ・ 学校等が定めた避難経路、避難場所を児童生徒等や保護者に周知しているか。

【留意事項】
・ 校外の避難経路については、児童生徒等が確実に避難することができる経路を確保します。ハザードマップの想定を超えた地震・津波が発生する可能性があることを認識して、二次避難場所、必要に応じて、三次避難場所を決めておきます。また、津波や洪水から避難するために、校舎より高い場所や地域の建物を利用できるよう取り組みます。なお、避難経路で整備が必要な場合は、市町の防災関係課や地域と連携を図り、速やかに整備を行います。 ・ 沿岸部では、登下校時の避難について、揺れからの避難だけでなく、津波からの避難を前提にして、避難場所を確認の上、児童生徒等を指導します。

6 災害発生時や待機時に必要な備品や備蓄

揺れが収まってからの避難行動、その後の下校や学校に待機すること等を想定し、それぞれの場面で必要となる物資等の備蓄に努めます。特に津波や土砂災害、水害の被害が想定される地域では、保管場所に注意が必要です。なお、市町の防災担当課等からの要請に基づき、非常用物資の備蓄管理のため、学校施設の一部を非常用機材、食糧、応急処置用品等の備蓄場所として提供することが必要な場合があります。この場合、市町の防災担当課等と、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等について協議しておきます。

地震発生時の安全確保に役立つ物資等の例	
頭部を保護するもの	☐ 防災ずきん ☐ ヘルメット
停電時に役立つもの	☐ ハンドマイク ☐ ホイッスル ☐ 懐中電灯・電池式ランタン
救助・避難時に役立つもの	☐ パール ☐ ジャッキ

二次対応時に役立つ物資等の例	
情報収集に役立つもの	☐ 携帯ラジオ ☐ 携帯テレビ ☐ 乾電池 ☐ 携帯電話 ☐ 衛星携帯電話 ☐ トランシーバー
避難行動時に役立つもの	☐ マスターキー ☐ 手袋（軍手） ☐ 防寒具 ☐ 雨具 ☐ スリッパ ☐ ロープ

学校待機時に役立つ物資等の例	
生活に役立つもの	☐ 飲料水 ☐ 食料 ☐ 卓上コンロ（ガスボンベ） ☐ 毛布・寝袋 ☐ テント ☐ 簡易トイレ ☐ ビニールシート ☐ バケツ ☐ 暖房器具 ☐ 使い捨てカイロ ☐ 電子ライター ☐ タオル ☐ 衛生用品 ☐ 紙コップや紙皿 ☐ 常備薬
救護に役立つもの	☐ AED ☐ 医療品類 ☐ 携帯用救急セット ☐ 懐中電灯 ☐ ガーゼ・包帯 ☐ 副木 ☐ マスク ☐ アルコール ☐ 担架
その他	☐ 発電機 ☐ ガソリン・灯油 ☐ 段ボール・古新聞 ☐ 投光器 ☐ プール水 ☐ 携帯電話充電器

（具体例）



7 防災教育の推進

防災教育は、様々な危険から児童生徒等の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものです。各学校では、防災教育のねらいに基づき、地域の特性や実態を十分に踏まえた計画を立てた上で、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を活用し、発達段階に応じて、計画的・継続的に防災教育を進めるとともに、それらの関連を図り、児童生徒等が自分の命を守り抜くため主体的に行動する態度を育成し、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるように配慮する必要があります。また、自然災害の恐怖・厳しさといった一面のみを扱うだけでなく、自然の豊かさや・恵み等についても併せて指導し、地域への郷土愛につながる防災教育を実践します。

特に、三重県においては、今後30年間に南海トラフ地震が発生する確率がきわめて高いことや、過去に伊勢湾台風等の災害が発生していることに留意する必要があります。

また、防災教育を進めるにあたり、家庭や地域と連携を図ることが重要であり、平常時から連携・協力を行うことは、学校・家庭・地域の結びつきを深めるとともに、地域の防災力の向上、災害発生時の円滑な対応に資するものであります。

【参考】学校安全の3領域

生活安全（日常生活で起こる事件・事故、犯罪）

交通安全（様々な交通場面における危険）

災害安全（防災と同義。地震、津波、火山活動、風水（雪）害、火災、原子力災害等）

（1）学校における防災教育のねらい

防災教育のねらいは、次の3点です。

ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。（知識、思考・判断）

イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。（危険予測、主体的な行動）

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。（社会貢献、支援者の基盤）

※文部科学省『「生きる力」を育む防災教育の展開』（平成25年3月）より

（２）学校種別ごとの防災教育の重点

学校種別ごとの防災教育の重点は以下のとおりです。各学校においては、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導に当たる必要があります。

①幼稚園

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。

②小学校

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる。

③中学校

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動できるとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる。

④高等学校

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる。

⑤特別支援学校

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずるとともに、障がいの状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求たりすることができる。

※文部科学省『『生きる力』を育む防災教育の展開』（平成２５年３月）より



防災ノート（三重県教育委員会作成）

(3) 防災教育の実践に向けた取組

学校は、安全教育の一環として、防災上必要な教育を、発達段階に応じて、計画的・継続的に行います。

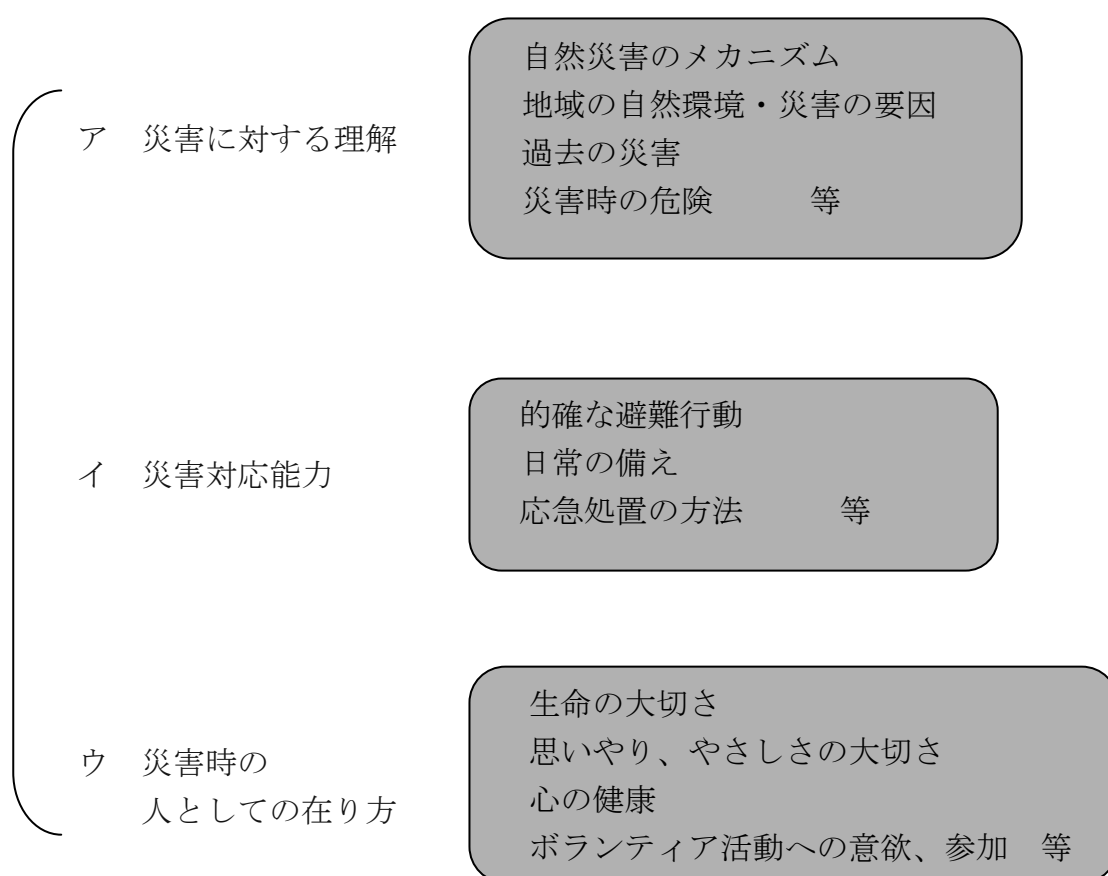
防災教育を実施する際には、県及び市町の防災関係課、所轄の消防署、災害ボランティア等と連携し、専門的な知見を指導計画立案及び学習に活かすとともに、防災タウンウォッチングや防災マップづくり、地震体験車等などの体験活動を取り入れることにより、一層、学習の効果を高めることができるように留意します。

また、保護者や地域の方の参加を得ながら防災教育を進めることも、地域の防災力向上、開かれた学校づくり等に寄与するものです。

①防災教育の指導内容の整理

学習指導要領及び教科書等に示されている防災に関する内容、防災に密接に関連する内容、創意工夫することにより災害時に役立つ内容などの観点で、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を見渡して、防災教育の指導内容を整理します。(学習指導要領等における防災に関する主な内容については、資料編VI 1 0 2～1 1 0 ページを参照)

【防災教育の主な内容】



②指導計画の作成

学校の教育活動全体をとおして防災教育を進めるため、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の指導内容、指導時間数について整理し、学校安全計画の中に防災教育の指導計画を記載します。

(防災教育年間指導計画(例)は、資料編Ⅶ 1 1 1 ～ 1 1 5 ページを参照)

③視聴覚教材、副読本等の活用

児童生徒等が興味・関心をもって積極的に学習に取り組めるよう、文部科学省、教育委員会、防災関係機関等が作成した指導資料、視聴覚教材、副読本等を活用します。

④防災関係機関、地域、ボランティアとの連携

児童生徒等が専門的な知識を身に付けるとともに、地震体験・実験等に取り組むことができるよう、県や市町の防災関係課や消防署、防災に関するボランティア等と連携することにより、効果的な学習を進めます。

また、防災教育を実施する際、保護者をはじめ、自主防災組織等と連携し、参加を得ることも大切です。

⑤特別な支援の必要な児童生徒等への指導

特別な支援が必要な児童生徒等に対して、地震、津波、台風等についての知識や災害から身を守る方法等について指導します。その際、視覚化、焦点化を重視するなどのユニバーサルデザインの視点から指導します。

(4) 防災学習の事例

本県では、下記のような実践が行われています。

①防災ノートへの活用

三重県教育委員会が作成している「防災ノート」を用いた防災学習を行います。ワークシート等を活用し、家庭においても防災に対する意識が高まるように取り組めます。



②防災講話

自然災害のメカニズム、災害の要因、過去の災害、災害時の危険、的確な避難行動、日常の備え、住宅の耐震化等についての講話を行います。

講師は学校防災リーダーのほか、内容に応じて、県及び市町の防災担当者、消防署員、災害ボランティア等に依頼することが可能です。



③地震体験

地震体験車（三重県防災対策部所有）で、地震による大きな揺れを体感し、地震が発生した際にはどのような状態になるか、どのように身を守ればよいかを学びます。



④防災実験

液状化現象や住宅の耐震化の効果、家具の転倒防止などについて、実験をとおして学びます。



⑤防災タウンウォッチング

地震が発生した際に、「注意する場所・物」、「避難できる場所」、「災害時に役立つ機器等」など、調査する項目をあらかじめ決めておき、校区を歩きながら地図に書き込みます。また、突然大きな揺れが起こったら、どこに逃げればよいかなどを考えます。



○注意する場所・物

ブロックべいや石垣、大きな看板、自動販売機、工事中的場所、屋根の瓦、海、川、池、がけ など

○避難できる場所

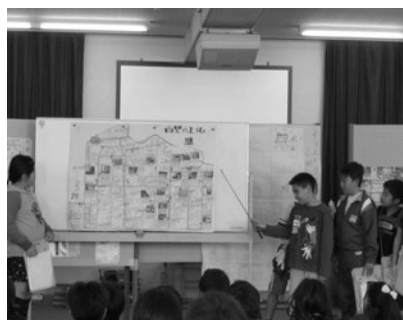
避難所に指定されている施設、公園、広い空き地、高い場所（津波発生時） など

○災害時に役立つ機器等

公衆電話、消火栓、防火水槽 など

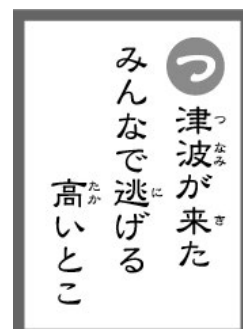
⑥防災マップの作成

防災タウンウォッチングで調べたことや気づいたことを書く、写真を貼るなどして地図を作成し、発表したり校内に展示したりします。



⑦防災カルタの作成

防災に関して、カルタの読み札と、読み札の内容に応じた絵札のデザインを考えます。できあがったカルタで、児童生徒、保護者や地域の方とカルタ大会を開催します。



制作 鳥取県倉吉市立成徳小学校
鳥取短期大学生活学科住居・デザイン専攻

⑧防災すごろく

6カ所あるスタート地点から、カルタを読んだりクイズに答えたりしながら、避難場所であるゴールをめざします。

県教育委員会、県の各地域防災総合事務所・地域活性化局での貸し出しが可能です。



⑨ストローハウス

ストローとクリップを使って簡単な家の模型を作りながら、地震に強い建物にするにはどうしたらよいかを考えます。



⑩クロスロード

災害対応カードゲーム教材「クロスロード」(カードを用いたゲーム形式による防災学習教材)を用いて、参加者がカードに書かれた事例を自らの問題として考え、YES か NO かで自分の考えを示すとともに、参加者同士が意見交換を行うことにより災害時の対応について考えます。



制作・著作：チームクロスロード

⑪被災者との防災交流学习会

東日本大震災等の被災者の体験から学ぶ防災交流学习会を通じて、防災意識や災害対応能力の向上を図ります。



⑫災害体験授業

自衛隊の協力を得て、災害体験授業を行います。災害時の非常炊き出し、6人用テントの設置と撤収、ロープワーク、人命救助機材体験等を行います。



⑬煙体験、救急法等の講習

消防署、日本赤十字社等の協力を得て、煙体験や心肺蘇生法の講習等を行います。



⑭着衣水泳

災害時に着衣のまま水に浸かってしまった場合に備えて、着衣のままでプールに入り、泳ぎにくさや動きにくさを体感し、体力の消耗を実感します。



⑮避難所体験

保護者と児童生徒、教職員、地域住民が炊き出しや体育館での宿泊などの避難所体験を行います。



⑯災害ボランティア活動

支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるため災害ボランティアに参加します。また、災害ボランティア活動などで学習したことを整理し、成果発表会や文化祭で校内外に発表します。

なお、災害ボランティア活動を実施する場合は、安全に配慮して行います。



⑰地域の災害に関する調査・体験談の聴き取り

地域に残る災害の痕跡や言い伝え等を調べたり、地域の協力を得て、地域住民等への聴き取りを行ったりするなど、被災者の思いや教訓を学びます。



8 防災訓練の実施

災害の発生に備え、避難、消火器等防災資機材の使い方、児童生徒等の保護者への引き渡しなど、防災上必要な訓練を継続的に行います。

また、学校は、地域の自主防災組織等が主催する会議に参加するとともに、合同の啓発・訓練、避難経路の確保、登下校時の児童生徒等の安全確保等、地域と連携した取組を進めます。

近隣に他の園・学校がある場合は、災害発生時の連携についてあらかじめ協議するとともに、必要に応じ合同の訓練を行います。

(1) 訓練の目的

学校は、児童生徒等が集団で学習し、生活している場であり、災害時に児童生徒等が安全に避難できるよう、避難訓練を実施することが必要です。このために以下の点に十分留意し、防災訓練の内容を改善・充実していくことが重要です。

【防災訓練実施上の留意点】

- ・児童生徒等に「自分の命は自分で守る」ことを指導するとともに、教職員は「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を探し、頭部や体を守るなど危険を回避する訓練を重点的に行います。
- ・時期や回数、実施の方法等は、学校や地域の実情に応じて、他の安全指導との関連などを考慮して設定します。特に学校の立地条件を考慮に入れることは避難訓練を実施する上で重要です。
- ・教職員一人ひとりが指揮系統や役割分担などの防災体制について理解を深め、的確な行動ができるようになることが大切です。
- ・訓練実施後は、人数把握・安全確認や指示の方法、避難に必要な時間、避難場所・経路の選定、児童生徒等の避難行動時の状況等について消防署や防災関係機関等の協力を得て適切に評価を行い、その後の訓練に活かします。
- ・休み時間中や清掃中、登下校中の場合などを想定し、災害の発生時間や場所に変化を持たせるなど多様な状況を想定した避難訓練を実施し、いかなる場合にも安全に行動できるようになることが大切です。
- ・特別な支援を要する児童生徒等については、それぞれの児童生徒等に応じて適切な対応をします。

(2) 地域等との連携

災害発生時に適切な行動を行うためには、日頃から家庭・地域・関係機関と綿密な情報共有・連携を図ることが重要です。

①家庭・地域との連携

- ・日頃から防災訓練の方針や計画について、保護者やPTA、自治会などと情報共有し、訓練参加の協力を得ます。

②関係機関との連携

- ・防災訓練の際に実地の指導や講評等について消防署や県・市町防災担当課等の関係機関からの協力を得ます。
- ・学校が所在する市町の地域防災計画を、教職員が理解するとともに、市町等が実施する総合防災訓練への積極的な参加・協力など、市町防災担当課等と連携した取組を進めることも重要です。

(3) 防災訓練の事例

本県では、下記のような実践が行われています。

①緊急地震速報を活用した訓練

緊急地震速報の音源を利用し、直後にやってくる大きな揺れに対して、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練を実施します。その後、地震が収まったことを想定して、運動場などに集合して、安否確認をします。

なお、担任等が不在の場合（休み時間中や清掃時間中など）を想定した訓練も大切です。



②津波に対する避難訓練

沿岸部の学校においては、津波の知識や避難方法の学習とともに、津波を想定した避難訓練を行います。また、津波の浸水予測及び到達時間を参考に、避難に要する時間を検証します。また、ハザードマップの想定を超える津波がきた場合の避難についても訓練しておきます。

なお、内陸部の学校においても、津波の知識や避難方法について発達段階に応じて学習しておくことが大切です。



③火災に対する避難訓練

地震発生時の二次災害などで火災が発生する場合には、消火活動だけでなく避難時に、出火場所や風向き、校舎の構造などにより、安全な避難経路を素早く判断することが必要です。



④登下校時の避難訓練

児童生徒等の登下校時の交通手段、登下校にかかる時間等を踏まえて、各自の実情に応じた登下校時の避難訓練を実施します。また、訓練後、防災マップ等の作成を行うことが大切です。



⑤引き渡し訓練

災害により、児童生徒等を保護者に直接引き渡す場合を想定し、保護者への連絡、引き渡しの方法等を確認するための引き渡し訓練を実施します。

引き渡し後は、保護者と児童生徒等が共に通学経路を歩き、災害発生時に危険な箇所や安全な経路、避難可能な高所や避難場所・避難所を確認します。



なお、保護者が、昼間家庭に不在の場合等について検討することも大切です。

⑥地域との合同避難訓練

地域の自主防災組織等と連携し、合同の避難訓練を行います。また、こうした機会を活用し、避難所開設・運営に関する協力体制についても確認しておくことが大切です。



⑦近隣の学校等との合同避難訓練

近隣の幼稚園や保育園、小学校、中学校、高等学校等が合同で避難訓練を実施することで、通学経路等の安全確認に限らず、児童生徒等が発達段階に応じた各自の役割を理解します。



⑧行政が主催する総合防災訓練

県、市町等が主催する総合防災訓練に避難所運営訓練や災害時要援護者支援訓練、医療連携訓練などさまざまな訓練を実施され、中高生の若い力の参加が期待されます。



⑨図上訓練

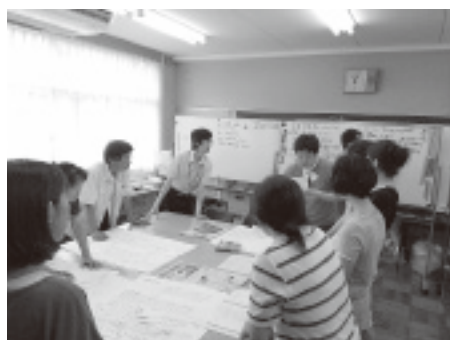
災害発生時の対応や避難所の開設等に関して、あらかじめ周辺の被害や学校のおかれる状況を想定し、校舎配置図や学校周辺の地図等をもとに、机上で対応を検討する図上訓練を実施することが大切です。

○学校災害図上訓練

地震が発生した直後の学校の対応をシミュレーションします。

○避難所HUG

学校が避難所になった際の対応をシミュレーションします。



9 教職員の指導力及び対応力の向上

教職員の指導力や対応力の向上を図り、防災教育を充実するためには、教育委員会や防災関係機関が開催する研修会等への参加、学校における研修の充実、指導資料の収集・作成等が必要です。

(1) 教職員研修

防災教育を充実するためには、教職員の防災教育に関する指導力の向上が必要です。そのために、校内研修等の際に、防災や実際に発生した災害に関する情報交換・共有を行うなど教職員の共通理解を深め、防災に関する基礎的な知識を取得する機会を設けることが大切です。

その際には、学校防災リーダー等が研修の推進役としての役割を担うなど校内体制の整備も必要です。

また、こうした機会に、教育委員会や防災関係機関と連携し、講師を招くなどして、最新の動向や専門的な知見を得ることが大切です。

【研修内容の例】

- ・ 南海トラフ地震に関する最新の科学的知見
- ・ 過去の災害の教訓
- ・ 防災教育の実践事例の紹介、指導案検討
- ・ 地域における地震、津波、風水害等の被害想定
- ・ 災害発生時の対応の検討・確認
- ・ 避難所開設・運営協力
- ・ 復旧作業手順やボランティア活動
- ・ 学校再開に向けた対応
- ・ 応急処置の技能
- ・ 災害時の児童生徒の心のケア



(2) 指導資料の収集・作成

防災教育を進めるための指導資料については、冊子、プレゼンテーション教材など学校に配付された資料や防災関係機関のWebページに掲載されている資料を参考にします。

【資料の例】

○三重県教育委員会作成資料

- ・ 指導者用防災ノート
- ・ 防災教育用プレゼンテーション教材（データDVD、平成19年度配付）
（パワーポイントのスライド、地震及び津波の動画、津波の被害予測データ等）
- ・ ネットDE研修
タイトル：「自らのいのちを守る防災教育の実践」
「災害時における管理職のリーダーシップー命の大切さをどう伝えるかー」、
「大地震における学校の対応ー避難所運営の実際と学校教

育の共存ー」他

○文部科学省作成資料

- ・学校安全資料CD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」
小学校教職員用（平成 21 年 3 月）、
中学校・高等学校教職員用（平成 22 年 3 月）
- ・防災教育教材CD「災害から命を守るために」
小学生用（平成 20 年 3 月）、中学生用（平成 21 年 3 月）、高校生用
（平成 22 年 3 月）
- ・「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成 27 年 3 月）
- ・「子どもの心のケアのためにー災害や事件・事故発生時を中心にー」（平成 22 年 7 月）
- ・学校安全参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」（平成 25 年 3 月）

○日本赤十字社作成資料

- ・「まもるいのち ひろめるぼうさい」（平成 27 年 1 月）

【Web ページの例】

○三重県教育委員会 防災教育

<http://www.pref.mie.lg.jp/kyoiku/hp/bosai/>

○防災みえ.jp

<http://www.bosaimie.jp/index.action>

○みえ防災・減災アーカイブ

<http://midori.midimic.jp/>

○文部科学省 学校安全〈刊行物〉

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

○気象庁

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

○内閣府 防災情報のページ

<http://www.bousai.go.jp/>

○内閣府「防災教育チャレンジプラン」

<http://www.bosai-study.net/>

○総務省消防庁「チャレンジ防災48」

<http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/index.html>

○総務省消防庁「防災危機管理eーカレッジ」

<http://open.fdma.go.jp/e-college/>

○消防防災博物館

<http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index.cgi>

○阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター

<http://www.dri.ne.jp/>

○岩手県 東日本大震災津波記録誌

<http://www.pref.iwate.jp/kyouiku/ippan/koho/022927.html>

○宮城県 東日本大震災に係る教育関連記録集

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyou-soumu/top2.html>

○福島県 東日本大震災記録写真集

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010d/shinsai-syashinsyu.html>

10 家庭、地域、関係機関との連携

災害発生時には、児童生徒等の安全・安心の確保を最優先に行う必要があります、そのためには、日頃から家庭、地域、関係機関と防災対策について協議し、連携・協力関係を構築しておくことが重要です。

(1) 家庭との連携

学校は、保護者に防災に関する計画を事前に周知し、児童生徒等の帰宅方法について具体的に協議するなど、非常時における速やかな対応方法を整えておく必要があります。帰宅方法については、災害の状況等を考慮し、場合によっては児童生徒等だけで下校させず、保護者に直接引き渡すなどの具体的な方策を定めておきます。

また、学校における防災訓練への参加や防災ノート等を活用した家庭での防災学習について働きかけます。

(2) 地域との連携

学校が避難所となった場合に、円滑な運営ができるよう、市町の防災担当課、地域の自主防災組織等が開催する協議の場の設定に積極的に協力し、災害ボランティア組織、学校医等の協力を得ることができるよう体制を整えておきます。また、学校が行う防災タウンウォッチング等の防災学習等に参加を依頼するなど、地域との連携を深め、災害時の地域との連携を確認しておくことが必要です。

(3) 関係機関との連携

関係機関である市町には、それぞれの地域の特性を踏まえた「地域防災計画」があり、地域防災体制の組織を設け災害から住民を保護することとしています。その一つに避難所があり、避難所に指定されている学校は、市町や地域の自主防災組織等と連携を密にし、避難所としての受入れ体制づくりをしておくことが大切です。そのため、学校は、市町地域防災計画を事前によく理解しておく必要があります。

また、関係機関及び地域住民が一体となって実施する総合防災訓練、避難所運営を含む防災訓練等に教職員及び児童生徒等が積極的に参加、協力します。

第4章 災害発生時の危機管理（命を守る）

災害発生時には、防災に関する計画に基づき、教職員は、児童生徒等の安全・安心の確保を最優先に、平常心を失わず冷静に対処し、児童生徒等に対して、単純・明快かつ的確な指示を与えると同時に、心の安定を図ることを念頭において行動する必要があります。

《災害発生時の最優先事項》 児童生徒等の安全・安心の確保

基本的な対応

- ・地震発生時には「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所を素早く判断し、適切に指示する。
- ・『お・は・し・も（「おさない」、「はしらない」、「しゃべらない」、「もどらない」）』を基本としながら、素早い情報収集、臨機応変な判断と避難誘導を行う。
- ・「正常化の偏見」※に陥らないよう、状況判断を的確に行う。

※正常化の偏見

人には、自分の身に迫っている危険を根拠なく過小評価してしまう性質があると言われています。「大した被害はないだろう」「ここまでは来ないだろう」という考えが、避難の機会を奪い、命を危険にさらします。災害からの避難は一刻を争うものなので、「正常化の偏見」を打ち破って、一刻も早く避難を開始する事が求められます。児童生徒等の避難誘導に際しては、自分の心の中の「正常化の偏見」や防災に関する計画の想定以上の災害が起こる可能性を常に意識することが求められます。

【災害発生時対応の留意点】

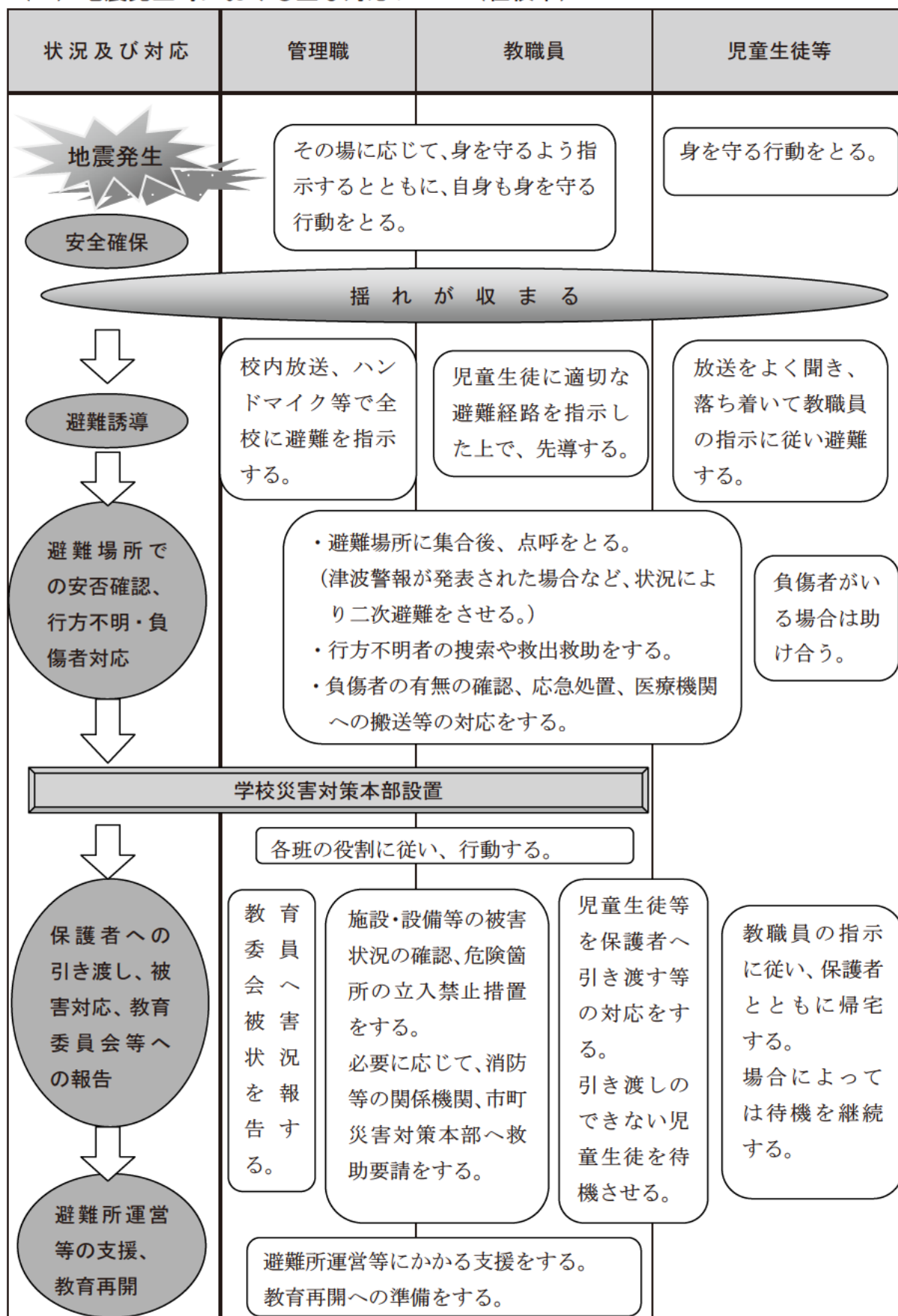
教職員は、防災に関する計画における役割分担を基本にしながらも、災害が発生した場合は、時と場所に応じた行動を取り、児童生徒等の安全確保に万全を期します。特に、極めて重大な災害が発生した場合には、二次災害にも十分留意する必要があります。各学校の実態に応じて二次災害を想定し、避難場所を決めておく必要があります。

想定すべき二次災害

津波	海からの津波、河川を遡上して堤防を越えてくる津波
火災	学校からの出火、周辺地域からの延焼・類焼
余震	建物の崩壊、非構造部材の落下・転倒・移動
その他の災害	土砂災害、液状化、地盤沈下、地すべり、地盤亀裂、擁壁の崩壊等、堤防決壊、ダムの決壊、砂防ダムの決壊等

1 地震発生時※の基本的対応 ※震度5強以上を想定

(1) 地震発生時における主な対応フロー（在校中）



○具体的な対応

	授業中の対応（普通教室）	始業前、休憩時、放課後の対応
安全確保	・「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて、身を寄せるように指示する。 ・落下、転倒の危険のあるものや、窓ガラスなどからできるだけ離れ、机の下に潜り、机の脚をしっかり持つよう指示する。 ・身を隠すところがない場合は、手近にあるカバン、本、座布団などで頭を覆い、しゃがんで身を守るよう指示する。 ・パニックを防ぐため、落ち着くように呼びかける。	・近くにいる児童生徒等に身を守るよう指示し、パニックを防ぐため、落ち着くように呼びかける。
避難誘導	（第一次避難場所へ避難） ・校内放送、ハンドマイク等で全校に避難を指示する。また、火災が発生した場合、出火場所を周知し、迂回するよう指示する。 ・ドアや窓を開け、脱出口を1箇所以上確保する。 ・児童生徒等に適切な避難経路を指示した上で、先導する。（隣のクラスと連携し、先頭、最後尾に教職員が付くようにするなど工夫する。） ・お・は・し・も（「おさない」、「はしらない」、「しゃべらない」、「もどらない」）を守らせる。 ・頭部を覆い、上履きのまま、避難場所へ避難する。 ・火災が発生した場合、出火場所を迂回して避難する。 ・煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆い、姿勢を低くして避難するよう指示する。 ・負傷者の有無を確認する。 ・負傷者がいる場合、応急処置を行うとともに、歩行の介助をするなどして避難させる。	・校内放送、ハンドマイク等で全校に避難を指示する。また、火災が発生した場合、出火場所を周知し、迂回するよう指示する。 ・揺れが収まったら、教職員は手分けして、廊下、階段、トイレ等に児童生徒等がいらないか確認する。 ・校舎内確認中に児童生徒等がいれば、避難経路、集合場所を指示して避難させる。（必要に応じて先導する。）

	(第二次避難場所への避難：津波による被害が予想される学校や第一次避難場所が危険な場合等) ・避難経路の状況（余震等による破損など）について把握する。 ・学校の所在する地域に津波警報が発令された場合には、あらかじめ決めておいた避難場所（鉄筋コンクリートの建物の3階以上や高台等）や経路を選択し、素早く避難をする。 ・津波到達予想時刻や高さの情報を収集する。 ・学校に土砂災害等の危険が迫ったと判断される場合も、児童生徒等を安全な避難場所へ避難させる。 ・収集した情報により、第二次避難場所での安全を確認し、必要であればさらに安全な場所に避難する。
安否確認、行方不明・負傷者対応	・避難場所に集合後、整列させて点呼をとる。（出席簿、地区別名簿など必要なものを携行する。） ・勝手に家に帰らないよう指示する。 ・ショックを受けている児童生徒に留意し、安心させるとともに勇気づける。 ・他学年、他学級の児童生徒は、避難場所において学級担任、担当者に引き渡す。 ・行方不明者の搜索、閉じ込められている者の救出救助をする。 ・負傷者の有無を確認する。 ・負傷者がいる場合、応急処置を行う。 ・重症者がいる場合、救急車の手配や医療機関への搬送をする。

※ 緊急地震速報が放送された場合は、避難経路確保のため出入り口のドアを開けるなど、落ち着いて安全確保がとれるよう指示をします。

※ 近くに教職員がいない場合も、上記に準じて安全確保、避難等の行動をとれるよう、日頃から児童生徒に指導しておきます。

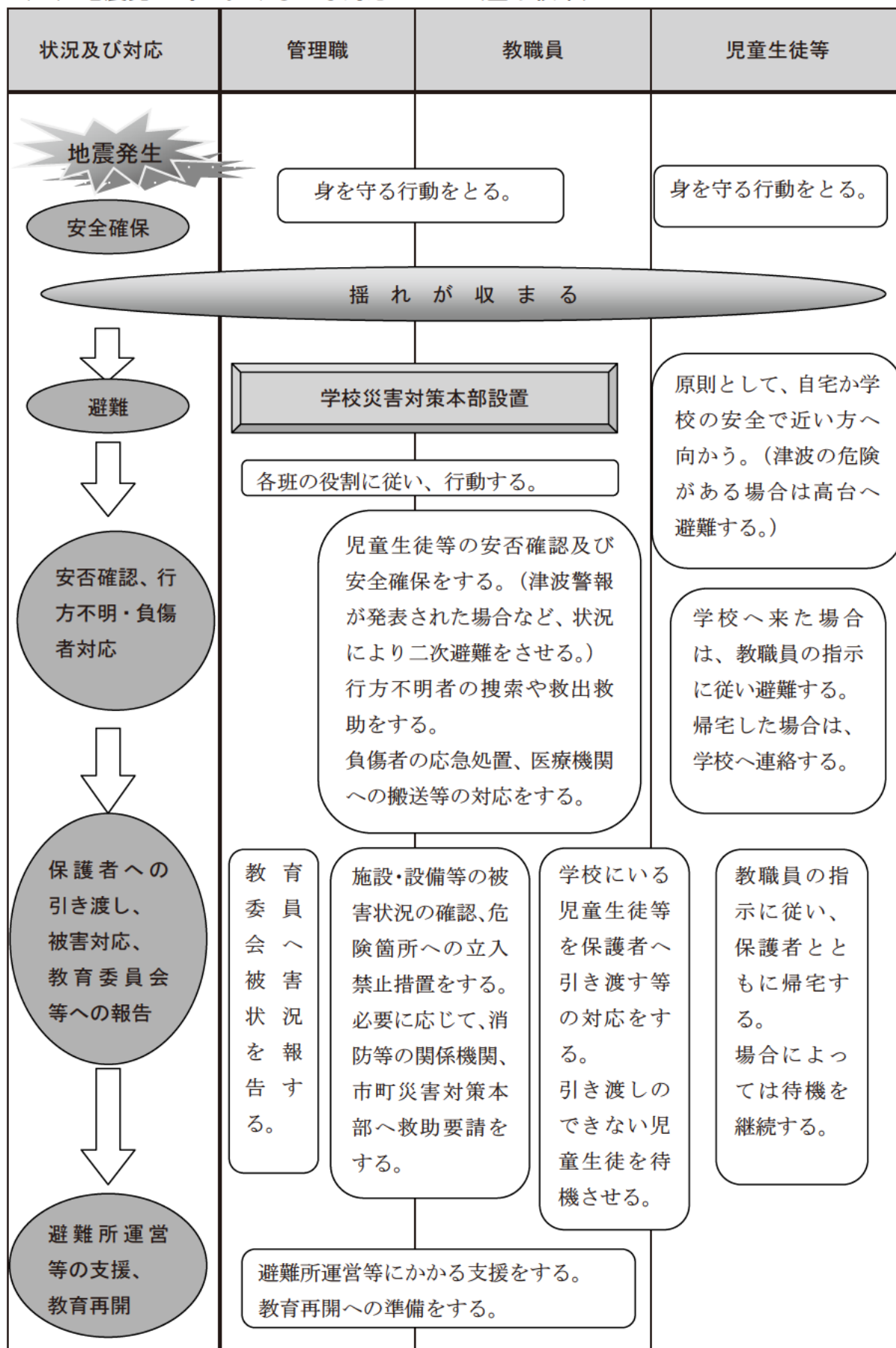
○各場所における初期対応

特別教室等については、普通教室と異なる危険が生じる場合があるため、それぞれの場所に応じた指示を出します。

場所	対応
理科室、家庭室	・薬品やガラスの破片などに近づかないよう指示する。 ・熱湯や薬品などによる火傷に注意するよう指示する。 ・消火については、児童生徒の安全を第一にした指示をする。 ・揺れが収まってから火を消し、ガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜くよう指示する。
図書室、音楽室	・転倒物や落下物などから離れるよう指示する。 ・近くに身を隠す場所がない場合は、持っている本などで身を守るよう指示する。
図工室、技術室	・工具や電気器具類使用中は、特にケガに注意するよう指示する。
視聴覚室	・暗くしている場合は、暗幕を開けるなど明かりを取り戻す。 ・パニックを防ぐため、落ち着くように呼びかける。

保健室	・体調不良等で休んでいる児童生徒の安全を確保する。 ・ストーブを使用している場合は、身の安全を確保した上で、火を消す。 ・薬品やガラスの破片などに近づかないよう指示する。
体育館	・体育館の中央（ガラスや落下物の危険のない位置）へ移動し、しゃがんで頭部を守るよう指示する。 ・全校集会等で多くの児童生徒が集まっている場合は、その場にしゃがんで頭部を守るよう指示する。
運動場	・運動場の中央（障がい物のない位置）へ移動し、しゃがんで頭部を守るよう指示する。 ・揺れが収まったら、運動場が避難場所であれば、クラス別に整列して待機するよう指示する。また、点呼もとっておく。
プール	・水泳時は、プールの端に移動し、プールの端をつかむよう指示する。 ・水から上がっている場合は、障がい物のない位置でしゃがんで身を守るよう指示する。 ・揺れが収まったら、衣類を持ち、履物を履いて避難するよう指示する。

(2) 地震発生時における主な対応フロー（登下校中）



○具体的な対応

安否確認、 行方不明・ 負傷者対応	・できるだけ早く、児童生徒等の安否確認を行い、必要に応じて保護者と連絡をとる。 ・途中で避難している児童生徒等や移動中の児童生徒等の安全確保については、保護者と学校が連携してあたる。 ・学校に避難してきた児童生徒等の安全確保をする。 ・学校が土砂災害等の危険地域にある場合や津波警報が発表され浸水被害の危険がある場合など、待機している児童生徒等を安全な避難場所へ避難させる。 ・ショックを受けている児童生徒等に留意し、安心させるとともに勇気づける。 ・行方不明者の捜索や救出救助をする。 ・負傷者がいる場合、応急処置を行う。 ・重症者がいる場合、救急車の手配や医療機関への搬送をする。
----------------------------------	---

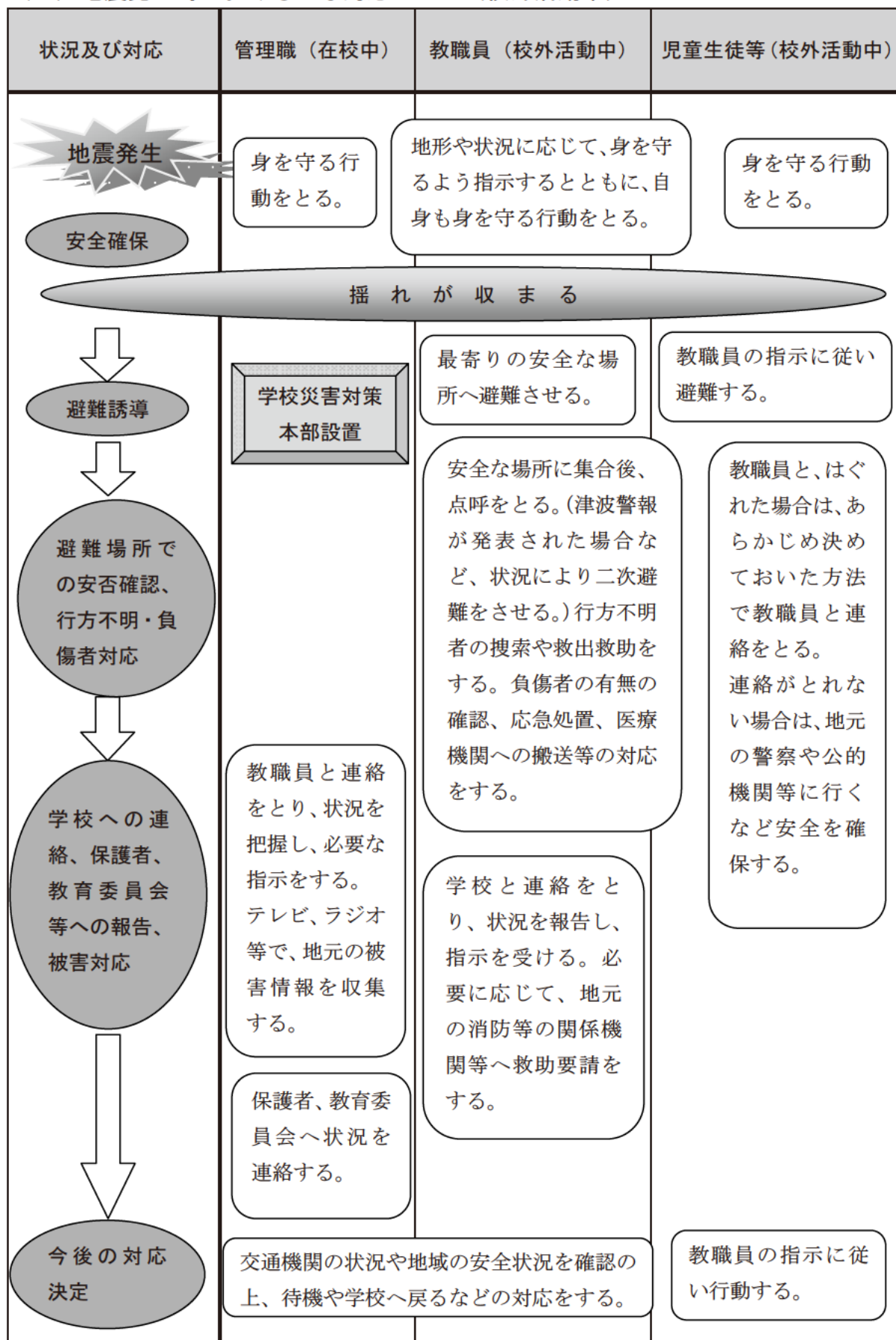
○通学路における危険箇所を確認しておき、近くに教職員がいない場合も、以下のような安全確保、避難等の行動をとれるよう、日頃から児童生徒等に指導しておきます。

- ・「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて身を寄せられるようにします。
- ・近くに危険物がある場合、その場から離れて身を守ります。
- ・交通機関を利用する児童生徒等については、係員の指示に従います。
- ・原則として、登下校中に地震が起こった場合、自宅か学校の安全で近い方へ向かいます。
- ・自宅や学校が沿岸部にある場合は、海岸へ向かって逃げたり、海岸線に平行して逃げて津波の被害を受ける場合があるため高台へ逃げます。
(遠距離通学の場合、自宅、学校、通学経路上の避難場所のうち安全で近いところに避難します。)
- ・帰宅した場合は、できるだけ早く学校へ連絡します。
- ・津波のおそれがある場合や津波警報が発令され浸水被害の危険がある場合は高所や高台へ、土砂災害等の危険がある場合は危険箇所から離れた場所へ避難します。

【留意事項】

- ・登下校中の災害発生時における児童生徒等の安全確保について、家庭や地域に協力を要請します。また、防犯、防災等子どもの安全に関する組織等に協力を要請します。
- ・スクールバスの運行中の災害を想定し、災害情報の伝達方法、連絡方法、避難場所などを決めておきます。

(3) 地震発生時における主な対応フロー（校外活動中）



○具体的な対応

引率者の対応	
安全確保	・「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて身を寄せるように指示する。 ・地形やその場の状況に応じて、身を守るよう指示する。
避難誘導	・最寄りの安全な場所へ避難させる。 ・お・は・し・も（「おさない」、「はしらない」、「しゃべらない」、「もどらない」）を守らせる。
安否確認、行方不明・負傷者対応	・安全な場所に集合後、点呼をとる。（状況により二次避難をさせる。） ・行方不明者の捜索や救出救助をする。 ・負傷者の有無の確認、応急処置、医療機関への搬送等の対応をする。 ・ショックを受けている児童生徒等に留意し、安心させるとともに勇気づける。 ・重症者がいる場合、救急車の手配や医療機関への搬送をする。

○各場所における初期対応

場所	対 応
屋外	・建物の外壁、屋根瓦、看板等の落下、ブロック塀等の倒壊、ガラスの飛散、電線の垂れ下がりなどの危険から遠ざけて、身を守るよう指示する。
沿岸地域	・津波のおそれがある場合や津波警報が発表された場合、高所・高台へ避難するよう指示する。
山間地域	・土砂災害等の危険箇所から離れるよう指示する。
宿泊施設	・落下、転倒の危険のあるものや、窓ガラスなどからできるだけ離れ、机の下に潜り、机の脚をしっかりと持つよう指示する。又は、布団や座布団などで身を守るよう指示する。 ・あわてて外へ飛び出さないよう指示する。 ・避難方法について指示する。 ・火災が発生した場合、出火場所を迂回して避難する。 ・煙が発生している場合はハンカチなどで鼻・口を覆い、姿勢を低くして避難するよう指示する。
移動中	・交通機関利用時は、係員の指示に従い、協力して誘導に当たる。 ・列車、バス等に乗車中は、非常コック、非常ドアを確認し、脱出口を確保する。

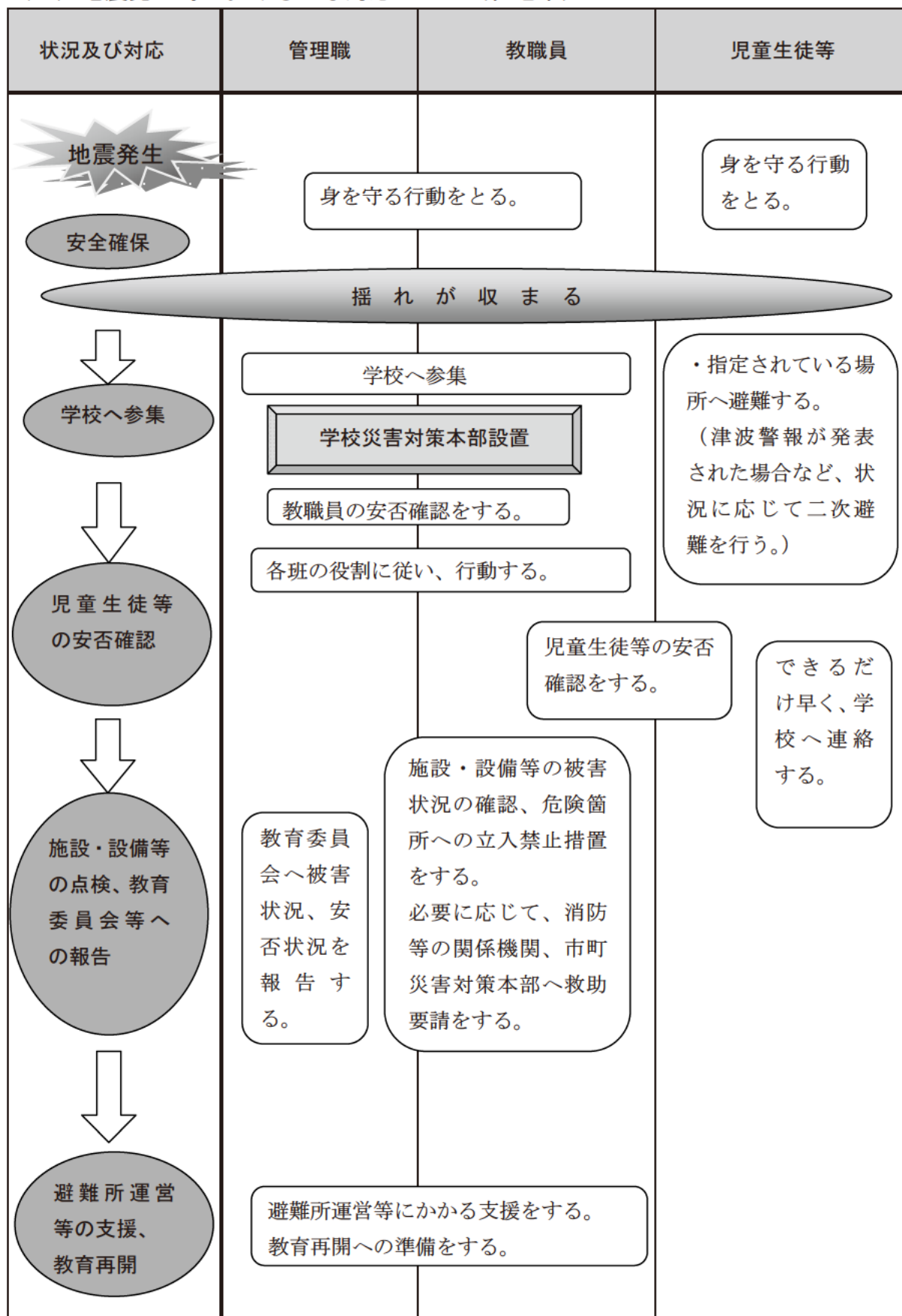
※ 事前に行き先の状況や避難場所の確認をしておきます。

※ 夜間、特に就寝中の場合は、建物の構造に不慣れなことから混乱が生じやすいため、事前に宿泊施設の避難経路を確認し、児童生徒に指導しておきます。

○県外での活動時に、県内で大規模な地震が発生した場合の対応

対応	・学校又は教育委員会と連絡をとり、指示を受けて対応する。 ・テレビ、ラジオ等で県内の被害や交通機関の運行状況等の情報を収集する。
----	---

(4) 地震発生時における主な対応フロー（在宅中）



○安否確認の留意点

- ・大規模な地震の後は電話が通じないことが多いので、電子メールなどの代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておく。
- ・児童生徒等の安否情報収集方法と併せて、学校からの情報伝達方法についてもあらかじめ保護者等に周知しておく。特に、情報・通信網が不通の場合には、例えば、地域施設の掲示板などの活用を図ることが考えられ、事前に保護者等とルールを決め、周知しておく。
- ・学校は、地域の様々な団体や組織と連携し、事前に地域の情報担当を決めるなどして、直接それらの団体・組織と情報交換を行うなど、あらかじめ災害時の連絡方法について体制を整えておく。
- ・教職員が、直接、家庭や避難所等を訪問して安否を確認する場合は、二次災害に巻き込まれることのないよう留意する。

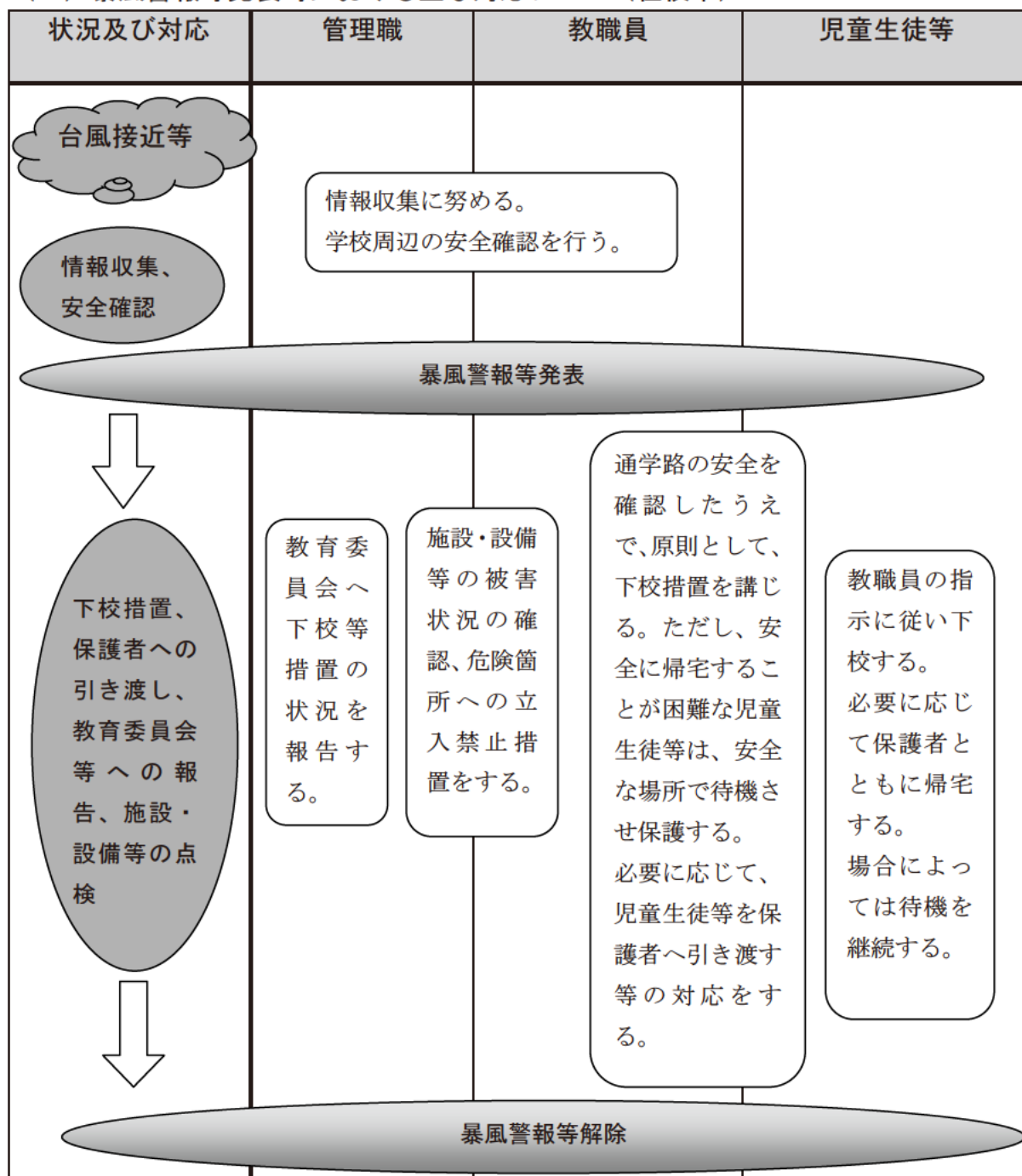
○在宅時における安全確保について

在宅時においても、次のような安全確保、避難等の行動をとれるよう、日頃から児童生徒に指導しておきます。

- ・「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて身を寄せるようにします。
- ・近くに危険物がある場合、その場から離れて身を守ります。
- ・津波のおそれがある場合や津波警報が発令され浸水被害の危険がある場合は高所や高台へ、土砂災害等の危険がある場合は危険箇所から離れた場所へ避難します。

2 風水害発生時の基本的対応

(1) 暴風警報等発表時における主な対応フロー（在校中）



- ※ 児童生徒等が登下校中の場合は、できるだけ早く、児童生徒等の所在を把握し、必要に応じて保護者と連絡をとり、保護者と学校が連携して安全確保にあたります。
- ※ 教職員と児童生徒が校外活動中の場合は、速やかに安全な場所へ避難するとともに、学校と連絡をとり状況報告をし、指示を受けるなど、児童生徒の安全確保にあたります。
- ※ 特別警報発表の場合は、周囲の状況や市町から発表される避難勧告・避難指示などの情報に留意し、ただちに命を守る行動をとります。

○具体的な対応

情報 収集、 安全 確認	・ 気象情報、河川・道路情報、交通機関の状況、避難勧告の発令など、必要な情報をテレビ、ラジオ、インターネットなどで確認する。 ・ 学校や周辺の状況を監視する。 ・ 強風による転倒や移動のおそれのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止など、予想される被害に備えて、学校周辺の安全確認を行う。
-----------------------	---

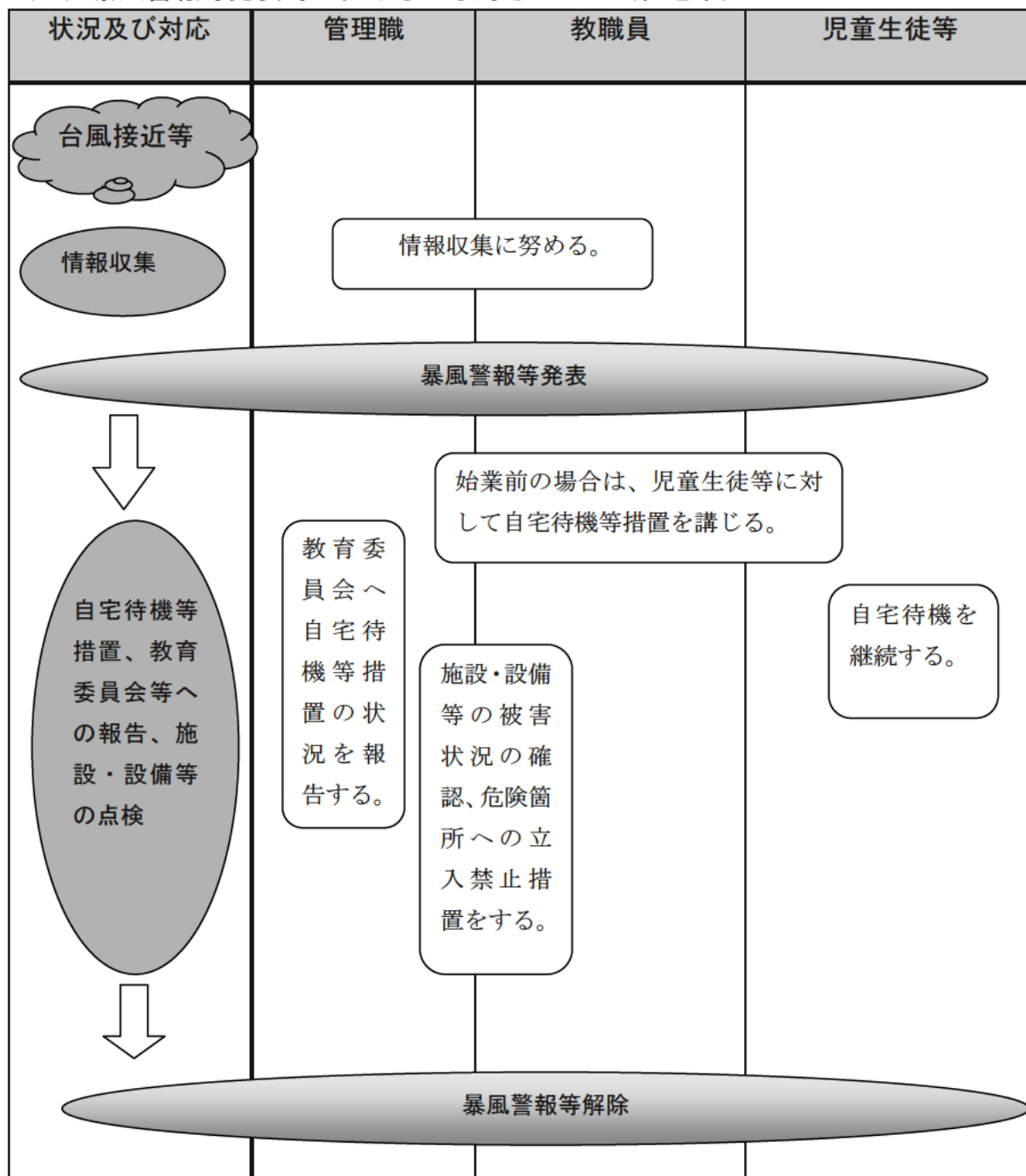
○洪水、土砂災害等の二次災害発生時の対応

・ 大雨による土砂崩れ、洪水、高潮による浸水などの危険が迫ったと判断される場合（避難勧告等が発令された場合）は、児童生徒等を高所、高台などの安全な場所へ避難させる。 ・ また、その際、学校の上層階に滞在する方が安全と判断される場合は、次善の策として待避や垂直移動も検討する。 ・ 可能であれば、重要な書類、機器、図書、教材、薬品等の危険物などを安全な場所に移動させる。 ・ 学校外へ避難する場合、冠水している場所では排水溝や側溝、マンホール、用水路等の存在に気づかないことがあるため、長い棒を杖代わりにするなど、足元の安全を確認しながら進む。また、飛来物等にも注意する。

○下校等措置の留意点

- ・ 大雨警報、洪水警報、暴風警報等が発表された場合（避難勧告等が発令された場合）、その内容及び気象情報や気象レーダー等を確認した上で、児童生徒等の下校もしくは校内での待機等を速やかに検討します。
- ・ 下校時間や方法については、河川等の状況、交通機関の運行状況や近隣の学校の状況などを確認し、集団下校、保護者への引き渡しなど児童生徒等の安全を最優先に考え決定します。早めの対応を心がけ、時機を逸して危険な状況の中を下校させることにならないように注意します。

(2) 暴風警報等発表時における主な対応フロー（在宅中）



※ 資料編 II風水害「6 台風時等における児童生徒等の登下校の指導及び授業実施について」（97ページ）を参考に、暴風警報等が午前11時までに解除された場合は、解除後2時間の余裕をもって児童生徒を登校させる。午前11時までに解除されない場合は、休校とする。（県立学校の場合）

○具体的な対応

情報収集	・ 気象情報や河川・道路、交通機関の状況、避難勧告の発令など、必要な情報をテレビ、ラジオ、インターネットなどで確認する。
------	--

3 特別支援学校における安全指導

基本的には、小学校・中学校・高等学校における指導内容に準じますが、ここでは障がい種別等の違いによって特に配慮を要する事項と特別支援学校の特性に応じた体制整備について記載します。

(1) 対応のポイント

共通事項	・災害発生時には直ちに児童生徒等の傍へ行き、安全を確保するとともに心理的不安を取り除く配慮をする。 ・日常的に服用している薬を数日分保管するとともに、処方箋の明細や薬局からの投薬説明文をコピーして、非常用持出袋に入れておく。 ・災害時緊急カードなどを通学鞆等に携帯するよう指導するとともに、非常時に活用できるよう指導しておく。 ・登下校時に災害が発生した場合に備えて、警察、消防署、交通機関等の指示で安全な場所に避難し、学校や家庭と連絡を取ることができるよう指導しておく。 ・児童生徒等の担当教職員が被災し対応できないことを考え、児童生徒等に限定した対応マニュアル等を作成し、ベッド、車いす、携行している鞆等に常設しておく。 ・児童生徒等が能力に応じて安全に避難できるよう指導しておく。 ・併設、隣接施設（寄宿舍、病院、訓練施設等）と定期的に情報共有する。 ・学校・保護者・地域が協力して、居住地における避難場所の確認やハザードマップを作成する。
視覚障がい	・災害発生時には、視覚情報の不足からくる心理的不安を取り除く配慮をする。 ・災害発生時には、学級を基本に、落下物や飛散したガラスなどに注意するよう声をかけたり、手引きをしたりして安全に避難できるよう配慮する。 ・避難経路については、安全に避難できるように、日ごろから児童生徒等の視覚情報の不足を補う配慮をしておく。 ・周囲の人に視覚障がい者であることを伝えて、状況を教えてもらい、安全な場所、又は適切な機関への誘導を依頼できるよう指導しておく。 ・避難所での安否確認や避難情報、ニュース等は文字で書かれていることが多いため、情報を言葉で伝えるよう配慮する。
聴覚障がい	・災害発生時には、聴覚情報の不足からくる心理的不安を取り除く配慮をする。

聴覚障がい	・災害発生時には、学級を基本に、落下物や飛散したガラスなどに注意しながら、協力し合って避難するよう指導しておく。 ・聴覚障がいによる情報の不足を視覚メディア等で補う配慮をしておく。 ・周囲の人に聴覚障がい者であることを伝えて、状況の説明と安全な場所、または適切な機関への誘導を依頼できるよう指導しておく。 ・避難所での配給等は、呼びかけによる音声言語での情報伝達が中心になるため、場面に応じた情報伝達に配慮する。
肢体不自由 及び 病 弱	・特殊なベッドや車いすを使用していることが多く、一人の教職員だけでは支援が難しいこともあるため、複数の教職員で支援ができるような対応を事前に決めておく。 ・災害発生時には、児童生徒等の障がいの状態、程度の違いによる安全な姿勢と生命維持に必要な資機材を確保、保持する。 ・避難場所では、電源や浄水の確保に努め、姿勢保持・変換、体温保持、呼吸器・酸素ボンベ・吸引器の状態に細心の注意を払う。機器等を帯同していない場合は、避難セットを用意しておく。 ・車いす等での移動を考慮し、災害発生時の場所に対応した避難経路を確保する。 ・車いすが使用できなくなった時のために、担架など、それに代わる移動手段を用意しておく。 ・ベッドや車いすからの転落、転倒を防止する。 ・疾患の状況によって感染症等への配慮を行う。
知的障がい	・災害発生時には、児童生徒等に状況を分かりやすく伝えるとともに、児童生徒等の特性に応じた配慮を行い、心理的な負担の軽減に努める。 ・災害発生時には、学級を基本に、落下物や飛散したガラスなどに注意しながら、協力し合って避難するよう指導しておく。 ・周囲の人に安全な場所、又は適切な機関への誘導を依頼できるよう指導しておく。 ・不慣れな場所では、不適応を起こしやすいため、学校など安全、安心して生活できる避難場所を確保しておく。 ・避難所では、周囲の人々に児童生徒等の特性を伝えて、理解を求める。

(2) 体制整備

①保護者との連携

- ・自力通学児童生徒等の保護者には、登下校中の災害発生時の探索保護を依頼します。
- ・登下校中の自力通学児童生徒等の保護や緊急時の行動について、あらかじめ

保護者と協議します。

- ・地震発生時の避難場所の確認や必要物品の準備等について保護者と話し合います。

- ・居住地区で行われている地域行事・防災訓練等への参加を奨励します。

※ 居住地域での理解者・支援者を増やしておくことが、災害時の助け合いにつながります。

②関係機関との連携

- ・スクールバス運行業者、福祉サービス提供事業者、訪問指導先施設等の関係機関と災害時の対応について事前に協議します。

- ・特に、スクールバス運行業者については、事故や災害に備えての訓練を連携して実施します。

4 定時制高校（夜間）における安全指導

定時制高校では、夜間に、生徒が在校していることから、災害による停電を想定した安全確保及び避難誘導等の対策を講じておく必要があります。

（１）対応のポイント

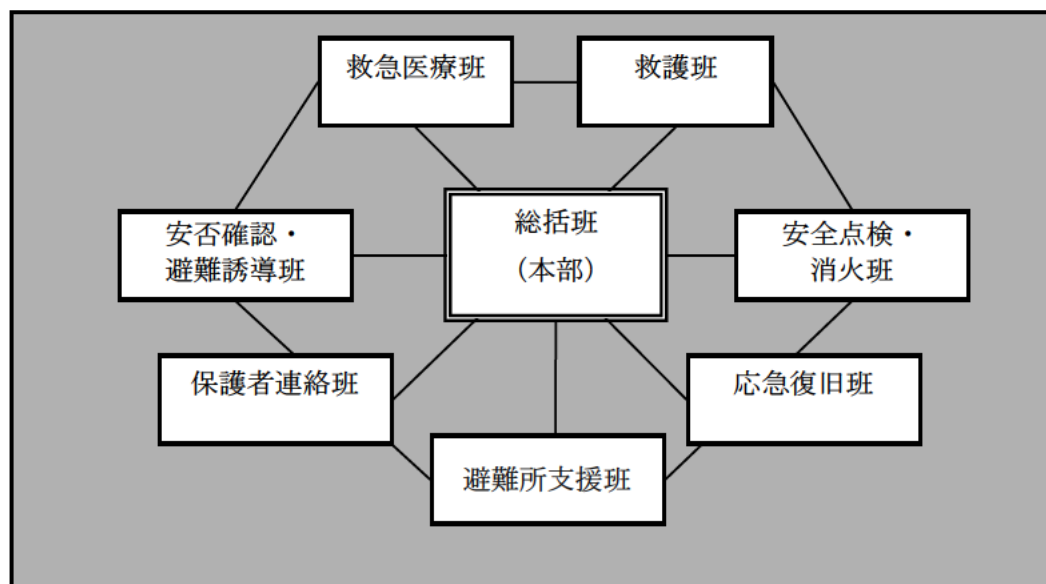
- ・ハンドマイクや懐中電灯を各教室及び必要な箇所に常時設置しておき、停電時に備えます。
- ・的確に情報を伝え、生徒に被害の状況を周知する。
- ・避難誘導の指示があるまでその場で待機させ、避難経路を確保し、安全な場所に誘導する。
- ・定期的に防災訓練を実施する中で、夜間の停電を想定した訓練を実施する。

第5章 事後の危機管理（立て直す）

1 防災体制の確立

防災に関する計画に基づき、速やかに学校災害対策本部等を設置するなど、非常体制を確立します。なお、災害発生の際の時間及び被災状況によっては、管理職の不在や、計画に基づく教職員の役割分担ができない場合も想定されますが、臨機応変に役割分担を変更するなどして、最善の対応ができる体制の確立に努めます。

〔学校災害対策本部のイメージ〕



〔各班の役割の例〕

班 名	業務内容等	主な準備物
総括班 （本部）	・校長、教頭、事務長、学校防災リーダー及び各班の班長を中心とした教職員で構成する。 ・各班からの情報を把握する。 ・状況に応じて、各班に的確に指示する。 ・各班との連絡調整を行う。 ・校内の被害状況等の把握を行う。 ・市町災害対策本部、教育委員会等との連絡を行う。 ・応急対策の検討等を行う。 ・非常持出書類の搬出保管を行う。	・緊急マニュアル ・学校敷地図 ・ラジオ ・ハンドマイク ・懐中電灯 ・緊急活動日誌 ・（衛星）携帯電話
安否確認・ 避難誘導班	・地震の揺れが収まった後等、直ちに活動を開始する。夜間・休日等に災害が発生した場合はできるだけ速やかに活動を開始する。 ・児童生徒等及び教職員の安全確保、安否確認、負傷者の有無の確認を行う。 ・避難誘導を行う。 ・全員の安否を確認及び記録し、総括班に報告する。 ・救急医療班、救護班との密接な連携のもとに行動する。	・学級名簿 ・ハンドマイク ・ホイッスル

安全点検・消火班	・校内や近隣の巡視を行う。 ・被害状況を点検し、安全を確認する。 ・二次避難場所及び避難経路を確保する。 ・出火防止に努める。 ・火災が発生した場合は初期消火活動を行う。 ・二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講ずる。	・消火器 ・ヘルメット ・手袋 ・工具セット
救護班	・建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命に当たる。 ・安否確認・避難誘導班、救護班と密接な連携をとる。	・ヘルメット ・毛布 ・担架 ・マスク
救急医療班	・養護教諭及び普通救命講習修了者等で組織する。 ・負傷した児童生徒等及び教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の応急手当及び保護に努める。 ・必要に応じて救護所や病院等と連携をとる。 ・救護班、安否確認・避難誘導班と密接な連携をとる。 ・心のケアを行う。	・救急箱 ・担架 ・毛布 ・A E D ・水
保護者連絡班	・児童生徒等の保護者への引き渡しを安全・確実に実施する。 ・引き渡す相手が、児童生徒等の保護者であることを確認するとともに、どの教職員が立ち会ったかを記録する。	・引き渡しカード ・名簿 ・集合場所のクラス配置図
応急復旧班	・校内応急復旧に必要な機材、児童生徒等への食料、寝具等の調達、管理に当たる。 ・児童生徒等が教科書、学用品等を滅失した場合の対応に当たる。	・ヘルメット ・ロープ ・被害調査票 ・校内図
避難所支援班（避難所となった場合）	・避難所運営委員会に参加する。 ・避難所運営上必要となるスペースの確保の調整を行う。 例）避難者の居住スペース、避難所運営委員会の開催場所、仮設トイレの設置場所、物資等の保管場所、トラック等の駐車場所、荷下ろし場所、炊き出しの場所、遺体安置所など ・避難所運営に必要な資機材を提供する（提供可能なもの）。 ・避難所内の保健衛生に配慮する。	・マスターキー ・ラジオ ・間仕切り段ボール ・校内配置図 ・トイレ備品 ・ビニール袋

2 緊急連絡体制

①体制

全ての情報が校長に集約される体制をとります。

ただし、校長が不在等の場合に備え、順位を決め、教頭等が対応できるよう訓練しておきます。

②学校の被害状況の把握と対応

人的被害、物的被害を速やかに把握する。把握した情報をもとに、負傷者の手当、消防署等への救援要請等、児童生徒等の安全確保を最優先に対応を行います。

③記録

被害状況、実施した対応等の情報を記録、保存、更新します。非常時に口頭だけの報告で済ませると、忘失、記憶間違いなどを引き起こす可能性が高くなることに留意します。

特に、人的被害（怪我の有無及び程度、搬送先の病院名）及び児童生徒等の保護者への引き渡し状況などについては、名簿等に整理します。

また、物的被害については、片づけや応急修復の前に、デジタルカメラやビデオカメラ、スケッチ、メモで記録します。

④情報収集

市町災害対策本部からの広報及び連絡、教育委員会からの連絡、マスコミの報道等から、必要とする最新の情報を収集します。なお、災害発生直後は、情報が錯綜したり、誤った情報が流れ、後に訂正されたりする場合もあることから注意を要するとともに、必要に応じて事実かどうか確認します。

⑤情報伝達（報告等）

休校、始業繰り下げ、下校措置等を実施した場合は講じた措置を、また、人的被害又は物的被害が生じた場合は、被害状況を速やかに教育委員会へ報告します。

なお、公立小中学校は、「小中学校給与・旅費システム用端末機を利用した警報発表時や災害時（風水害、地震等）における休校・被害状況把握システム」を用いて、また、県立学校は、メールで次ページの様式により送付します。ただし、ネットワークが使用できない場合は、電話・FAX、近隣の庁舎への持参等可能な方法で報告します。

また、児童生徒等及び保護者、関係機関に必要な応じて連絡します。

⑥相談窓口の設置

保護者や地域住民からの問い合わせ窓口（担当者）を決めます。

災害発生時における被害状況等の報告

学校名	報告者名
年 月 日 午前・午後 時 分 現在	

1 児童生徒・教職員の被災状況数

	在籍数	死者	行方不明者	重傷	軽傷	安否確認中	被害なし
児童生徒							
教職員							
特記事項							

※行方不明者は、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。

2 学校で保護している児童生徒数

学校で保護している児童生徒数	人
----------------	---

3 休校などの状況(該当項目を○で囲む)

	措置開始時刻	期間		措置開始時刻
休校			下校措置	
自宅待機			授業再開	
始業繰り下げ			その他	

4 建物の大きな被害状況

区分	被害状況(被害を受けた建物・場所、被害の程度を簡潔に)
全壊	
半壊	
一部損壊	
床上浸水	
床下浸水	

※全壊は、損壊床面積70%以上程度、または主要構造物の被害額50%以上程度のものとする。
 半壊は、損壊床面積20%以上70%未満、または主要構造物の被害額20%以上50%未満のものとする。
 一部損壊は、半壊に至らない程度のもの。ただし、ガラス数枚破損程度のごく小さいものは除く。

5 ライフラインの被害状況(該当項目を○で囲む)

電気	可	一部可	不可	復旧							
ガス	可	一部可	不可	復旧							
水道	可	一部可	不可	復旧							
電話	可	一部可	不可	復旧							
トイレ	可	一部可	不可	復旧							
電子メール	行政WAN	可	一部可	不可	復旧	／	くものす	可	一部可	不可	復旧

6 避難の状況(該当項目を○で囲む)

避難所の開設	設置	未設置
世帯数		世帯
人数		人

7 連絡事項(教育委員会への要望等)

--

3 引き渡しと待機

(1) 児童生徒等の帰宅方法、帰宅が困難な児童生徒等の保護体制

児童生徒等が在校中や登下校時に災害が発生した場合、校長は、通学路等の安全確認ができるまでの間、児童生徒等を校内の安全な場所に一時待機させます。安全確認ができた場合、又は安全確実に保護者等への引き渡しができる場合には、引き渡し帰宅させます。保護者等への引き渡しについては、学校又は避難場所で行います。

【通学路の安全確認】

校長は、通学路の安全確認を行うよう教職員に指示します。安全確認は、当該地区担当の教職員が迅速かつ的確に実施するとともに、危険と思われる場所については、代替帰宅路を確保します。

通学路の状況については、交通機関の運行状況等を交通機関のホームページや市町災害対策本部、又はラジオ等から情報を収集し、把握します。

(2) 児童生徒等の引き渡しと待機

災害発生後、児童生徒等を保護者に引き渡すことが適切であると判断される場合には、児童生徒等の安全を確認した後、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡を取り、児童生徒等の引き渡しを行います。ただし、津波などのように限られた時間での対応が迫られる場合には、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要です。

【引き渡しの留意点】

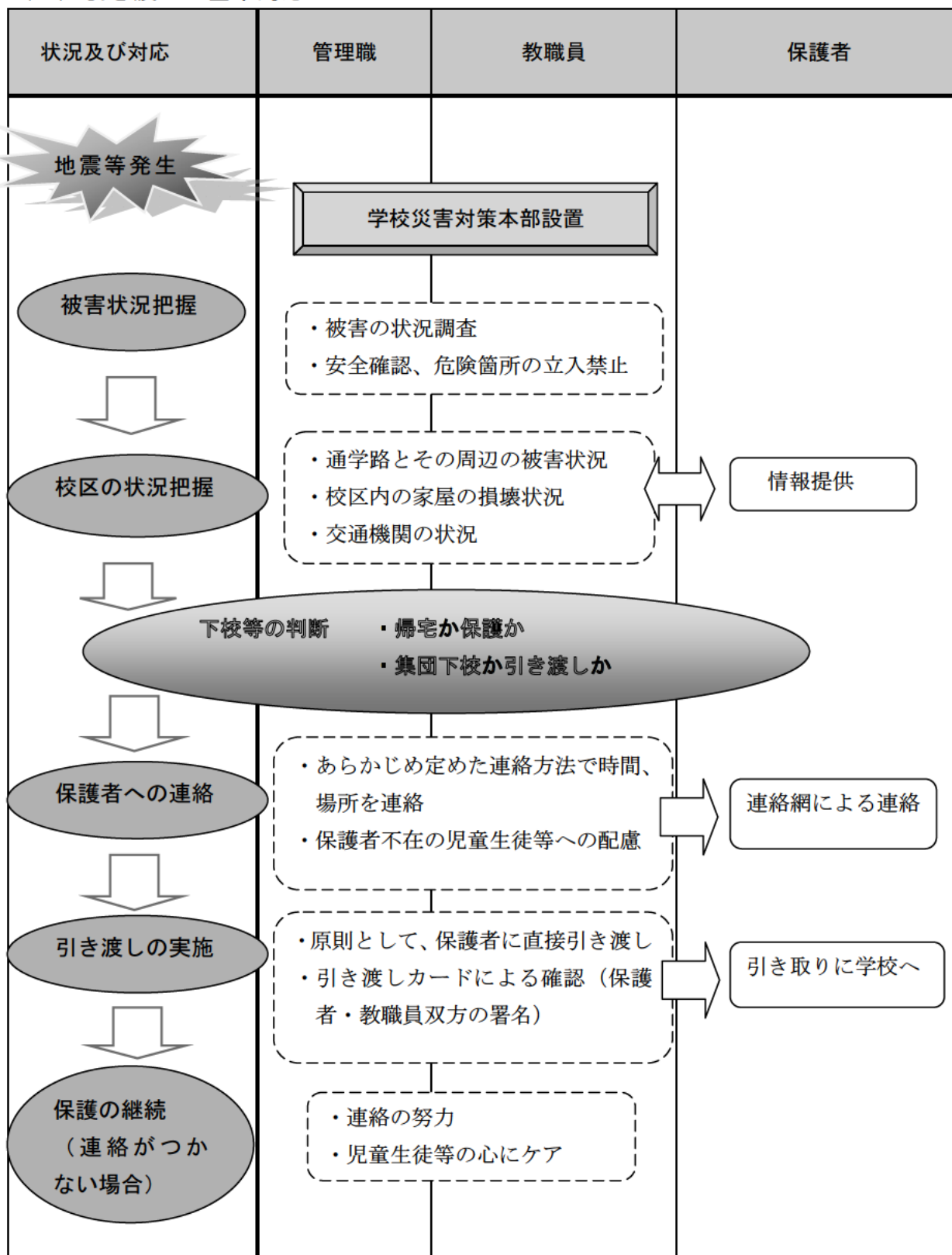
- ・教職員が引き渡し対応に追われ、他の児童生徒等の安全確保などに手が回らなくなるといったことのないよう、引き渡しの基準や手順を事前に保護者等に周知しておきます。
- ・保護者などの迎えが不可能な事態を想定し、引き渡せない場合の児童生徒等の保護方策を決めておきます。
- ・引き渡し直後に、保護者及び児童生徒等が被害を受けないよう、引き渡し時に、重要な防災情報を伝えたり、必要に応じて学校に留まらせたりするなどの配慮をします。

【待機の留意点】

大規模な地震では、待機が長時間に及ぶことが考えられます。児童生徒等を待機させる場合には、下記の点に留意します。

- ・不安や恐怖を訴える児童生徒等には、教職員が寄り添い心のケアにあたります。
- ・近隣の火災や津波等への対策を十分にとれるようにしておきます。
- ・待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応などを考えておきます。

(3) 引き渡しの基本対応フロー



※ 学校の実態に合わせて、引き渡しの手順を明確にしておくことが大切です。

[引き渡しカードの例]

年 組		名前			
住所					TEL
保護者名		連絡先	TEL		
在校する 兄弟姉妹	あり なし	年 組 名前			
引き渡し 場所	引取人の名前	続柄	引き渡し日時		確認 欄
学校			年	月 時 日 分	
二次避難 場所			年	月 時 日 分	
			年	月 時 日 分	
引き渡し確認教職員名					

4 施設・設備の被害状況の点検

災害の規模・程度により、二次被害防止、避難所開設、教育活動再開のために、施設・設備の被害状況を確認するとともに、応急危険度判定を早急に受けます。

〔安全点検の方法〕

- ①非構造部材については、安全点検表（資料編Ⅴ点検チェックリスト100～101ページを参考）を基に行います。被害状況等によっては下表を参考に新たな点検項目を設け、点検結果を記入します。
- ②点検の実施にあたっては形式にとらわれることなく被害状況を考慮し、児童生徒等の目の高さで見たり、臭いをかいだり（異臭）、聴いたり（異音）、さわったり、動かしたり、負荷をかけたり、薬品が漏れていないかなどをみます。

点検箇所	点検項目
校舎内	天井・床・腰板・窓枠、出入り口のドア、照明
教室、廊下	窓ガラス
教室、昇降口	ロッカー、机、椅子、教卓、黒板、テレビ、戸棚、スピーカー、傘立て、靴箱
廊下、階段	防火扉、防火シャッター、非常階段
理科実験室、実習室、調理室、給食室、手洗い場、便所	電気器具、水道、ガス
理科実験室、保健室	薬品類、医薬品類、ガラス器具
調理室、給食室	食器類
調理室、給食室、技術室	油類
実習室、音楽室、視聴覚室、技術室	工作機械、工作用具、ピアノ、コンピュータ、放送機器、視聴覚機材
校庭、体育館	体育固定施設、遊具施設、照明
プール	シャワー、浄化消毒装置、排水口

5 学校が避難所となる際の対応

各市町の地域防災計画で避難所に指定されている学校や、災害の規模、程度、地域の実情等により、避難所となることが予想される学校は、各市町が定める地域防災計画や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」（平成25年1月 三重県）に基づき、市町防災担当課及び地域の自主防災組織等と避難所の開設・運営に関して、協議を行っておくことが重要です。また、学校は、自主防災組織等が行う避難所運営に関する訓練に積極的に協力するよう努めます。

災害発生時に学校は、児童生徒等の安全・安心の確保、教育活動の再開・復旧とともに、施設管理者として、避難所の開設・運営に協力し、適切に対応することが必要です。

災害時の学校の役割

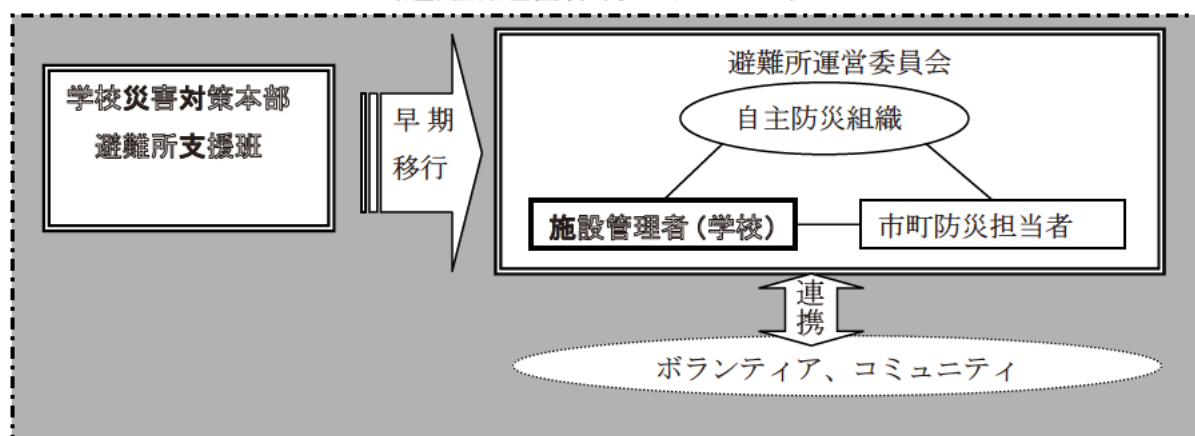
- 1 児童生徒等の安全・安心の確保
- 2 教育活動の早期再開・復旧に向けての取組
- 3 施設管理者としての避難所開設・運営への協力

（1）運営体制

原則として、避難所の運営は市町が行うものとされています。しかし、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、行政主体の避難所運営が難しいことが分かったことから、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」（平成25年1月 三重県）では、次のとおりとしています。

「避難所は、原則的に、市町、施設管理者、避難者（住民）の三者が協力して開設運営するものとします。ただし、大規模かつ突発的な災害に際しては、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難所運営を目指すものとし、行政や施設の担当者は後方支援的に協力するものとします。」

〔避難所運営体制のイメージ〕



※ 避難所運営委員会には、管理職及び学校災害対策本部の避難所支援班班長等が参加します。

（２）避難所開設・運営のポイント

避難所の円滑な開設・運営と、早期の教育の再開・復旧の観点から、避難所となる学校の施設の使用等について、市町防災担当課及び地域の自主防災組織等と避難所の開設・運営に関して、以下を参考に整理しておきます。

〔避難所に関する整理事項〕

- ア 避難所の開設・運営体制
- イ 学校施設の使用方法
 - ・女性や高齢者、障がい者等への配慮
 - ・学校災害対策本部等を設置する場所の決定
- ウ 鍵の保管・解錠
 - ・休日・夜間に災害が発生した際、体育館等の解錠者等
- エ 備蓄物資、資機材等の保管状況
- オ 避難所における業務と役割

〔学校が避難所となった際の施設利用の考え方〕

（ア）避難者の居住場所

安全点検が済んだ施設（部屋）から、避難者の居住場所を確保します。

例：体育館、講堂・ホール

（普通教室は、災害対策上やむを得ない場合に限り開放することとしますが、教育活動の再開に備え、必要数確保しておくことが重要です。）

（イ）避難者の居住場所に適しない場所

①学校及び避難所の管理・運営に必要な場所

例１：管理のために用いる場所

校長室、事務室、職員室、会議室、保健室、調理室、放送室、視聴覚室、倉庫

例２：避難所運営に必要な場所

会議室、物資の保管スペース

例３：避難者の共通利用場所として、避難者の占有を避ける場所

玄関、廊下、階段、トイレ、水場の周辺

②危険な薬品や施設・設備がある場所

例：理科室、実習室、機械室

※ 状況に応じて必要となる場所（ペットの飼育場所、遺体収容場所、喫煙場所など）をあらかじめ決めておきます。

※ 校庭及び駐車場については、支援車両用の車道確保、仮設トイレ・仮設風呂の設置場所などをあらかじめ決めておきます。

(3) 学校の対応

初 動 期	災害発生時等には、原則として、市町は地域防災計画などに基づき、避難所開設を行います。災害発生時の時間帯や規模・程度等により、教職員が避難所（体育館等）を解錠し、避難者を誘導するといった初動体制をとることが必要な場合があります。 ○初動期に必要な業務（役割担当名）の例 ・ 校内にいる児童生徒等の安否確認、避難誘導（児童生徒等の安全確保担当） ・ 応急手当（救護衛生担当） ・ 避難所の解錠、避難者の受け入れ準備（施設開放担当） ・ 避難者の受け入れ誘導（避難者誘導担当） ・ 市町災害対策本部、教育委員会との連絡、情報収集（情報担当） (ア) 災害発生時に児童生徒等が在校中の場合 ①児童生徒等及び教職員の安否を確認します。 ②負傷者の応急手当、必要に応じて救急車の手配、病院への搬送を行います。 ③施設、設備等の被害状況を点検します。 ④あらかじめ定めてある順位にしたがって、避難場所としての使用を開始します。 ⑤児童生徒等及び避難者を避難場所へ誘導します。 ⑥保護者が避難してきた場合、児童生徒等を引き渡します（記録しておきます）。 ⑦市町災害対策本部、教育委員会へ状況を連絡します。 なお、学校外にいる教職員は、学校の緊急動員計画に基づき、学校に参集し、必要な対応を開始します。 (イ) 災害発生時に児童生徒等が在校していない場合 ①教職員が在校している場合は、(ア)に準じて、避難所開設に向けた対応を行います。 ②教職員が在校していない場合は、教職員は、学校の緊急動員計画に基づき、学校に参集し、必要な対応を開始します。
展 開 期	市町の担当者が到着し、避難者が主体となって本格的な避難所運営組織が立ち上がる展開期（概ね災害発生後24時間～3週間）から、避難生活が長期化し、避難者の要望が多様化する安定期（概ね3週間後以降）にかけては、避難所運営委員会が主体的に運営を決定し、学校は施設管理者として協力することになります。 しかし、市町の全域が被害を受けるような災害の場合は、避難所の運営が軌道に乗るまでは、避難者の中から臨時リーダーを選出し、応急的な組織づくりを行うとともに、避難者名簿の作成等を教職員が行うなどの支援が必要な場合があります。

安定期	(ア) 避難所運営委員会による運営への移行前 ①避難所運営委員会の立ち上げや運営に関する協議のために、市町の防災担当、自主防災組織、学校が会議を行う場所を提供します。 ②市町の防災担当、自主防災組織等と連携し、避難所運営に必要な業務が開始されるよう努めます。 また、女性や外国人、要介助・介護者、高齢者、障がい者、妊産婦・乳幼児等に配慮するよう努めます。 〔避難所における主な業務例〕 1 災害対策本部との連絡 2 各種情報の収集・提供 3 避難者名簿の作成・管理 4 施設管理、設備・資機材の調達 5 生活物資や食糧の調達・管理・配給 6 医療機関、要援護者への対応 7 衛生管理への対応 8 ボランティア受け入れ対応 ③可能であれば、教育活動の早期再開・復旧に向けた検討等を開始します。 (イ) 避難所運営委員会による運営開始後 ①避難所運営委員会に施設管理者として参加します。 ②教育活動の早期再開・復旧に向けた取組を本格的に開始します。 ③避難所運営委員会で学校再開について、十分に協議します。
撤収期	ライフラインが回復し日常生活が再開可能となるため、避難所生活の必要性が低くなる撤収期においては、教育活動の早期再開・復旧に向けた対応を行います。 しかし、避難者の移動や設備の撤去、清掃作業には多くの人員と労力が必要となることから、あらかじめ避難所運営委員会で十分議論しておきます。

【留意事項】

- ・休日・夜間に災害が発生した場合、避難所に指定されている学校に地域住民が避難できるように鍵の保管や解錠について、市町防災担当課や地域と学校で十分に協議を行っておきます。
- また、屋外の非常階段を使用する際には、防災対策と防犯対策の両面に配慮します。
- ・避難生活が長期化する場合、特別な支援を要する児童生徒等とその保護者に対して、学校が対応できる支援について、あらかじめ検討しておきます。

※「避難場所」と「避難所」の違い

・「避難場所」

地震によって発生した津波や火災等から身を守るためや多数の住民の避難を円滑にするため、一時的に留まるところを一般的に「避難場所」という。

(例) 学校の運動場等

・「避難所」

大規模な災害で避難生活が長期化する場合や被害を受けるおそれのある場合に、一定の期間生活するところを「避難所」という。

(例) 学校の体育館、公共施設等



6 学校教育の再開・復旧に向けた対応

災害発生後は、できるだけ速やかに学校教育の再開・復旧が行われるように努めます。

復旧時の学校の役割

- 1 教育活動の早期再開・復旧に向けての取組
- 2 児童生徒等の心のケア
- 3 施設管理者としての避難所運営への協力

(1) 応急教育計画の策定

教育活動が平常の状態に復旧されるまでの間、教育委員会の方針等に基づき、できるだけ早期に学校を再開し、短縮授業等による応急教育を実施するための計画を策定します。

(2) 学校教育再開への取組

①被災直後の学校における被災状況の把握及び対応

- ・教職員の被災状況を把握します。
- ・学校施設・設備の安全点検を行います。

例：ライフライン（水、電気、ガス等）

理科室など特別教室の危険物、厨房施設の安全衛生

- ・安全点検の結果、問題がある箇所については、応急的な処置を実施するとともに、関係機関に依頼し、早期復旧に努めます（ガスは元栓を締めて、ガス会社の点検を待ちます。電気製品は、停電が復旧するまで、コンセントを抜いておく。）。
- ・教育委員会に、被害及び教育再開に必要な施設・設備、人員について報告します。
- ・災害の規模や程度によっては、教育委員会へ専門家（応急危険度判定士等）による判定を要請します。被害の程度によっては、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行います。
- ・校舎等への浸水があった場合は、清掃・消毒を実施します。
- ・復旧にあたり、人員が必要な場合、教育委員会、災害ボランティアセンター（災害時に開設される場合があります。）等と連絡を取り、確保に努めます。

②児童生徒等の被災状況の把握及び対応

- ・教職員はできるだけ速やかに家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童生徒等の正確な被災状況の把握に努めます。

〔把握する事項の例〕

児童生徒等の避難先、連絡方法、家族の状況、健康状態、
住居の被災状況、教科書学用品等の被害の有無、転出の希望の有無

- ・ P T Aに、児童生徒等の安否・所在の確認や学区内の被災状況の情報提供、通学路の点検・安全確保、教科書・学用品などの支給等について協力依頼します。
- ・ 主要施設、避難所等に、看板・掲示板等で児童生徒等の情報提供の依頼をします。
- ・ 被災により生活基盤を喪失した県立学校の生徒に対して、授業料等の減免や奨学資金の貸付等の対策をとります。
- ・ 児童生徒等が、避難のため他市町、他県等に転出する場合は、学校へ事前に連絡するよう依頼するとともに、転出後は、その転出先の学校との情報交換を密にし、心のケアについても十分配慮します。

(3) 学校教育再開の決定

- ①校長は、学校施設、教職員、児童生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、学校教育の再開の時期を決定します。
 - ②児童生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Web ページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施します。
 - ③学校が避難所となった場合は、避難所運営委員会と協議しながら、避難者には、避難所運営と学校教育の再開が並行して行われることを事前に周知しておきます。
- ※学校教育の再開は、教育委員会と十分に連携し、実施します。

(4) 教科書・学用品等の調達

- ①児童生徒等が必要とする教科書等の供給を受け入れられるよう、被害状況の正確な把握を行います。
- ②災害救助法が適用された場合

〔対象者〕

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無に関わらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。

〔学用品の給与〕

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品



(5) 学校教育の再開に向けた基本対応フロー

災害発生

被害状況の実態調査	児童生徒等及び家族の安否確認と住居の被害状況確認
	教職員及び家族の安否確認と住居の被害状況確認
	学校施設等の被害状況確認
	ライフラインの被害状況確認
	通学路及びその近隣の被害状況確認

教育委員会との協議	校舎等の被害に対する応急措置
	校舎等の危険度判定調査
	ライフラインの復旧
	仮設トイレの確保
	児童生徒等の心理面の影響確認
	教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設）
	通学路の安全確保
	避難した児童生徒等の就学手続きに関する臨時的措置
	教科書・学用品等、救援物資の受け入れ・確保
	避難所における運営の支援

家庭訪問・仮登校	児童生徒等の心理面の状況把握とフォロー
	登校児童生徒等の確認と学級編成
	避難した児童生徒等の把握
	児童生徒等の具体的な被害状況確認（教科書・学用品等）
	保護者への連絡方法の確認
	通学路における安全指導
	避難した児童生徒等の移動先訪問、状況把握（在籍校への復帰時期等）

学校教育の再開に向けた教育委員会との協議	校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設
	授業形態の工夫
	教職員の配置、不足教職員に伴う授業等への対応
	教科書・学用品等の調達・確保
	学校給食の再開
	学費の援助等の支援
	授業再開に向けた日程協議
	欠時数の補充と授業の工夫
	水道水等の保健衛生の措置
	児童生徒等の心のケアの実施体制整備

学校教育の再開

7 心のケア

災害や事件・事故に子どもが遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、「その時の出来事を繰り返し思い出す」、「遊びの中で再現する」などの症状に加え、「情緒不安定」、「睡眠障害」などが現れ、生活に大きな支障を来すことがあります。こうした反応はだれにでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていきますが、このような状態が4週間以上長引く場合を「外傷後ストレス障害」(Posttraumatic Stress Disorder) (以下「PTSD」という。)と言います。そのため、日ごろから健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして、問題の早期発見に努め、子どもや保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と対応を図ることが大切です。

また、災害の実際の対応に当たっては、災害の種類に応じて対応が求められることや、関係機関等との連携によって進められることが多いので、学校においては、日ごろからどのような地域資源があるか把握しておくとともに、平常時から関係機関等との連携を図っておくことが大切です。

なお、関係機関等との連携は、保護者と相談し合意のうえで行ってください。



文部科学省「子どもの心のケアのために」（平成22年7月）より

(1) 災害発生時における健康観察のポイント

児童生徒等は、自分の気持ちを自覚していないことや、言葉でうまく表現できないことが多く、心の問題が行動や態度の変化、頭痛・腹痛などの身体症状となって現れることが多いため、きめ細かな観察が必要です。災害発生時の心身の健康観察のポイントとして、次のようなことが考えられます。

①児童生徒等に現れやすいストレス症状の健康観察のポイント

体の健康状態	心の健康状態
・食欲の異常（拒食・過食）はないか ・睡眠はとれているか ・吐き気・嘔吐が続いてないか ・下痢・便秘が続いてないか ・頭痛が持続してないか ・尿の回数が異常に増えてないか ・体がだるくないか	・心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか ・落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか ・イライラ、ビクビクしてないか ・攻撃的、乱暴になってないか ・元気がなく、ぼんやりしてないか ・孤立や閉じこもりはないか ・無表情になってないか

②急性ストレス障害（ASD）と外傷性ストレス障害（PTSD）の健康観察のポイント

自然災害などによる PTSD の症状は、被災後まもなく急性ストレス障害（ASD）の症状を呈し、それが慢性化して PTSD に移行するケースのほかに、最初は症状が目立たないケースや被災直後の症状が一度軽減した後の 2～3 か月後に発症するケースもある。このため、被災後の健康観察はなるべく長期にわたって実施することが必要です。

持続的な再体験症状	・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる〈フラッシュバック〉等
体験を連想させるものからの回避症状	・体験した出来事と関係するよう話題などを避けようとする ・体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される（ボーッとするなど） ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
感情や緊張が高まる覚せい亢進症状	・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない ・物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことや小さな音で驚く 等

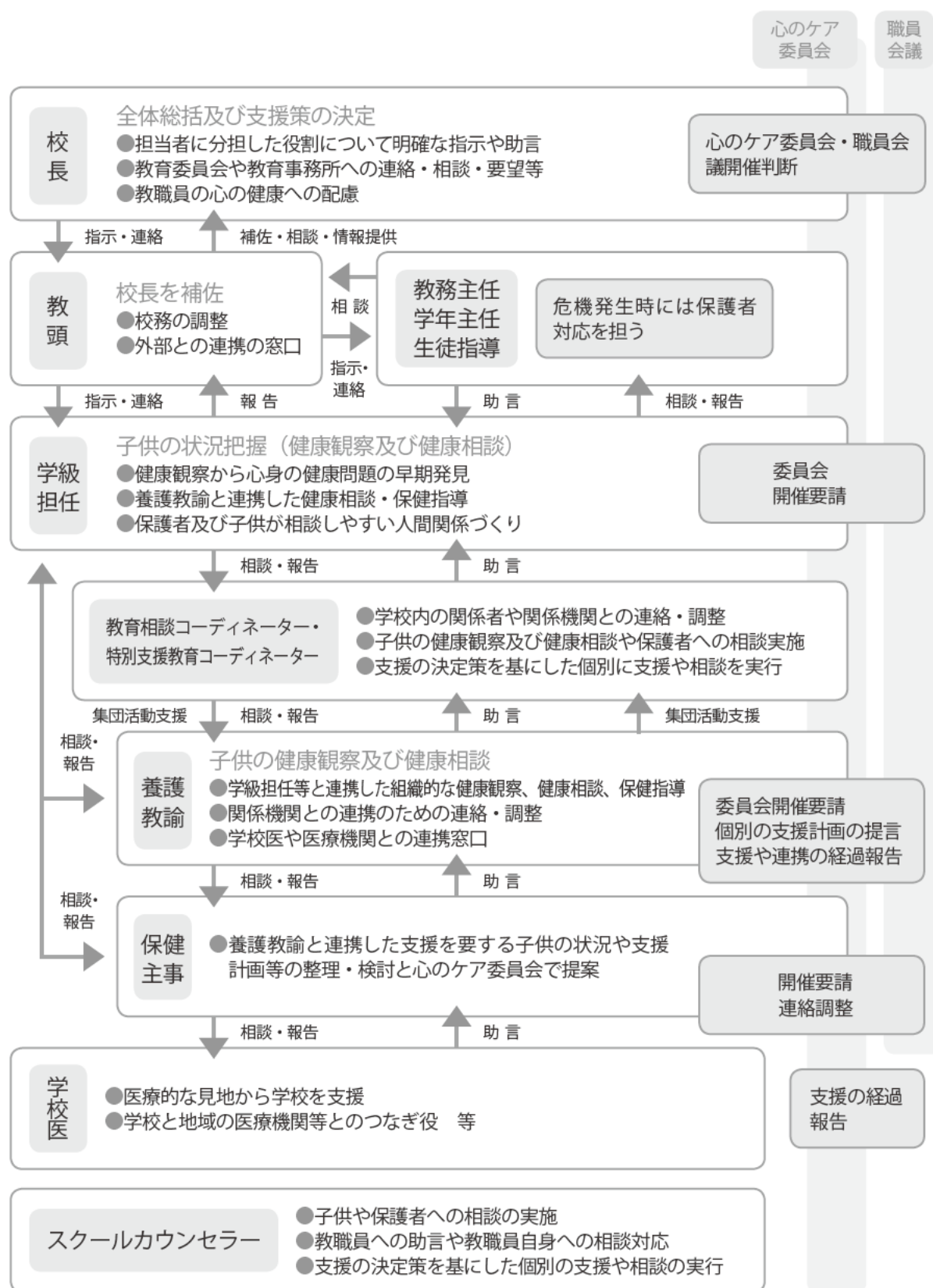
（２）災害発生時におけるストレス症状のある児童生徒等への対応

災害や事件・事故発生時におけるストレス症状のある子どもへの対応は、基本的には平常時と同じです。すなわち、健康観察等により速やかに子どもの異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織（教育相談部等）と連携して組織的に支援に当たることです。健康観察では、災害や事件・事故発生時における子どものストレス症状の特徴を踏まえた上で、健康観察を行い、子どもが示す心身のサインを見逃さないようにすることが重要です。

【基本的な対応方法】

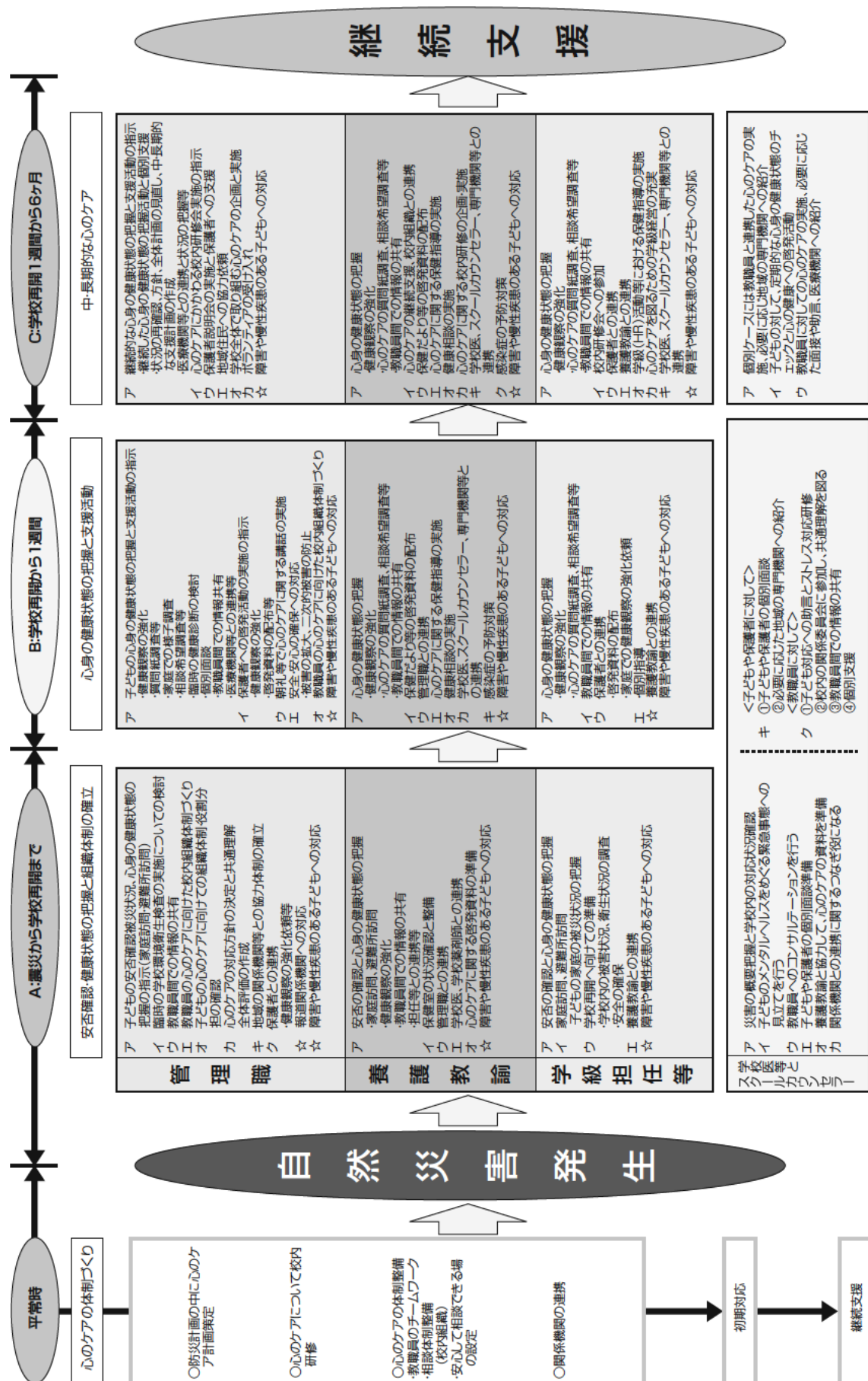
- ①ストレス症状を示す子どもに対しては、ふだんと変わらない接し方を基本とし、優しく穏やかな声かけをするなど本人に安心感を与えるようにする。
- ②ストレスを受けたときに症状が現れるのは普通であることや症状は必ず和らいでいくことを本人に伝え、一人で悩んだり孤独感を持たずに済むように、信頼できる人に相談したり、コミュニケーションをとることを勧める。
- ③子どもがなるべくふだんと変わらない環境で安心して学校生活が送れるようにすることで、子どもに落ち着きと安全感を取り戻させるようにする。
- ④学級（HR）活動等において心のケアに関する保健指導を実施する。強いストレスを受けたときに起こる心や体の変化、ストレスの対処方法（誰かに相談する、おしゃべりする、話を聞いてもらう、体を動かす、音楽をきく等）等について発達段階に応じて指導し、心が傷ついたりしたときどのように対処したらよいかについて理解を深め、生活に生かせるようにする。
- ⑤保護者に対しては、ストレス症状についての知識を提供するとともに、学校と家庭での様子が大きく異なることがあるため、緊密に連絡を取り合うことを心がける。
- ⑥ストレス症状に、心理的退行現象と呼ばれる一時的な幼児返り（幼児のように母親に甘えるなど）が認められることがあるが、無理に制止することなく経過観察するようにする。
- ⑦症状から ASD や PTSD が疑われる場合には、児童精神科医などの専門医を受診する必要がある。学校医等の関係者と相談の上、受診の勧めを行い、専門医を紹介するなど適切な支援を行う。ASD 及び PTSD と診断された場合は、専門医との連携が不可欠となる。ASD や PTSD を発症した子どもは、自分は特殊で異常であると一人で悩んだり、自分の努力不足であると誤って自分を責めたりすることが多い。このため、保護者だけでなく子どもに、ショックの後にだれでも起きることのある症状であることを説明し、安心感を与えるようにする。

(3) 心のケアに対応する教職員の役割



文部科学省「学校における子供の心のケア」（平成 26 年 3 月）より

(4) 災害発生時における心のケアの進め方（図解）

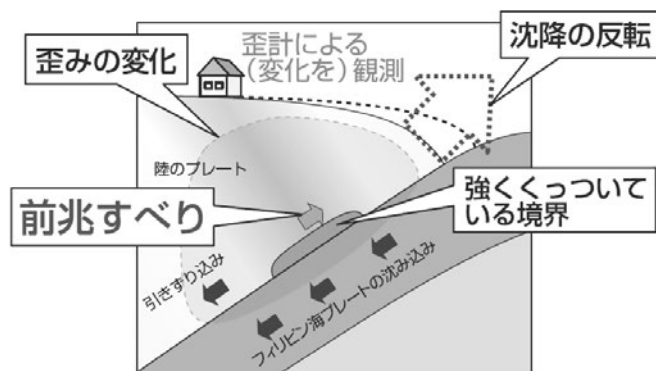


文部科学省「子どもの心のケアのために」（平成22年7月）より

第6章 東海地震に関する情報発表時の対応

1 東海地震

東海地震はプレート(地球表面を覆う厚さ数十～百キロメートル程度の岩石の層)の境界で起こる地震です。プレート境界は普段は強くくっついていますが、東海地震の前には少しずつすべり始め、最終的に大きくずれて東海地震となると最新の地震学では考えられています。この前兆的なすべり現象が前兆すべりです。前兆すべりを捉えようと、歪計等の観測機器を東海地域に展開し、気象庁において24時間監視しており、歪計の情報等をもとに東海地震情報が発表されます。



三重県「東海地震情報を覚えてください」より

2 県内の東海地震に係る防災対策強化地域

三重県内では、東海地震防災対策強化地域に

木曽岬町、桑名市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町
紀北町、尾鷲市、熊野市

の10市町が指定されています。

各学校では、県及び各市町の地域防災計画に基づき具体的な対応を検討し、防災に関する計画に明記するとともに、児童生徒等、保護者、その他関係者に周知しておく必要があります。

また、情報発表時の教職員の動員計画、体制を定めておきます。

(教職員の緊急動員計画(基準)及び非常体制時の業務等(県立学校の場合)は、資料編ⅣP98～99を参照。)

三重県内の東海地震防災対策強化地域(着色部分)



3 東海地震に関する情報発表時の主な防災対策等

	東海地震に関連する調査情報（臨時） （カラーレベル青）	東海地震注意情報 （カラーレベル黄）	東海地震予知情報 （カラーレベル赤）
学 校 の 対 応	・ 情報収集に努める。	・ 情報収集に努める。 ・ 下校措置、休校措置を講じる。 ・ 避難者の受け入れ準備等を行う。 ・ 転倒落下防止対策等の再確認及び必要がある場合は強化を行う。	・ 情報収集に努める。 ・ 学校災害対策本部を設置する。 ・ 下校措置、休校措置を講じる。 ・ 避難者の受け入れを行う。 ・ 津波やがけ崩れの危険がある場合は、市町が定めた場所へ避難する。 ・ 転倒落下防止対策等の再確認及び必要がある場合は強化を行う。
発 表 の 基 準	・ 1カ所のひずみ計で有意な変化が観測された場合 ・ 東海地域周辺でマグニチュード6以上（或いは震度5弱以上）の地震を観測した場合	・ 2カ所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合 ・ 3カ所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	・ 左記の基準でかつ、「警戒宣言」が発せられた場合 ・ 3カ所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合 ・ 5カ所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、気象庁で前兆すべりと判断した場合
解 除 の 基 準	東海地震発生のおそれなくなったと認められる場合。		
主 な 防 災 対 策	・ 特になし。 ・ 国や自治体等では情報収集、連絡体制をとる。 ・ テレビ・ラジオ等の最新情報に注意して、平常通り過ごす。	・ 行政や警察・消防・自衛隊等などの防災関係機関では、発災に備えた準備が始まる。 ・ テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや自治体等の防災計画に従って行動する。	・ 「警戒宣言」が発せられる。 ・ 地震災害警戒本部が設置される。 ・ 津波やがけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制が実施され、東海地震の強化地域内では次頁の措置がとられる。

※気象庁HP等を参考に作成

【警戒宣言発令時の強化地域における対応】

- 電気・水道・ガス・・・供給は継続される。
- 電話・・・・・・・・・・重要通信の確保のため、一般回線の利用が制限されることがある。
- 鉄道・バス・・・・・・・・原則、強化地域内での運行を中止する。
- 旅客船舶・・・・・・・・津波の影響のある強化地域の周辺海域での運行を中止する。
- 道路・・・・・・・・・・強化地域からの流出は制限されないが、地域内への流入や走行は、避難路、緊急輸送道路を確保するため極力抑制される。
- 百貨店・スーパー・・・原則、営業を停止する。耐震性の確保される店舗・コンビニは、店舗の判断により営業を継続する。
- 金融機関・・・・・・・・窓口業務は停止されるが、一部の ATM は払い戻しが継続される。
- 学校・・・・・・・・・・東海地震の注意情報発表時の段階から、あらかじめ決められた方法で児童生徒等を帰宅させる。
- 病院・・・・・・・・・・外来診療は中止される。なお、安全性が確保されている場合は診療が継続される。

4 児童生徒等の安全対策

三重県地域防災計画における東海地震に関する情報発表時の児童生徒等の安全対策の対応は次のとおりです。各学校では、県及び各市町の地域防災計画に基づき具体的な対応を検討し、防災に関する計画に明記するとともに、児童生徒等、保護者、その他関係者に周知しておく必要があります。

1 児童生徒等の安全対策

児童生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。

- ① 児童生徒等が在校中に東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合には、授業・部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
- ② 児童生徒等が、登下校中に東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
- ③ 児童生徒等が、在宅中に東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。

学校等においては、上記の原則をふまえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に則して具体的な対応方法を定めておくものとする。

東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合の学校等における対応の方法については、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておくものとする。

また、施設設備について、日頃から安全点検を行い東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合には災害の発生を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

※三重県地域防災計画 地震・津波対策編（平成26年修正）より

東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された際の具体的な対応例は、次のとおりです。

ア 授業中の場合

- ・教職員に、東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）の発表、今後の対応等について周知します。
- ・児童生徒等を集合させ、点呼を行います。
- ・児童生徒等に東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたこと、下校措置をとること、家庭での過ごし方等を説明します。
- ・あらかじめ定めた帰宅方法（保護者への引き渡しを含む）に従って下校措置を講じます。
- ・保護者への引き渡し不可能的な児童生徒等は、学校において保護するとともに、保護者への連絡に努めます。

- ・避難者の受け入れ準備を行います。
- ・情報収集を行います。

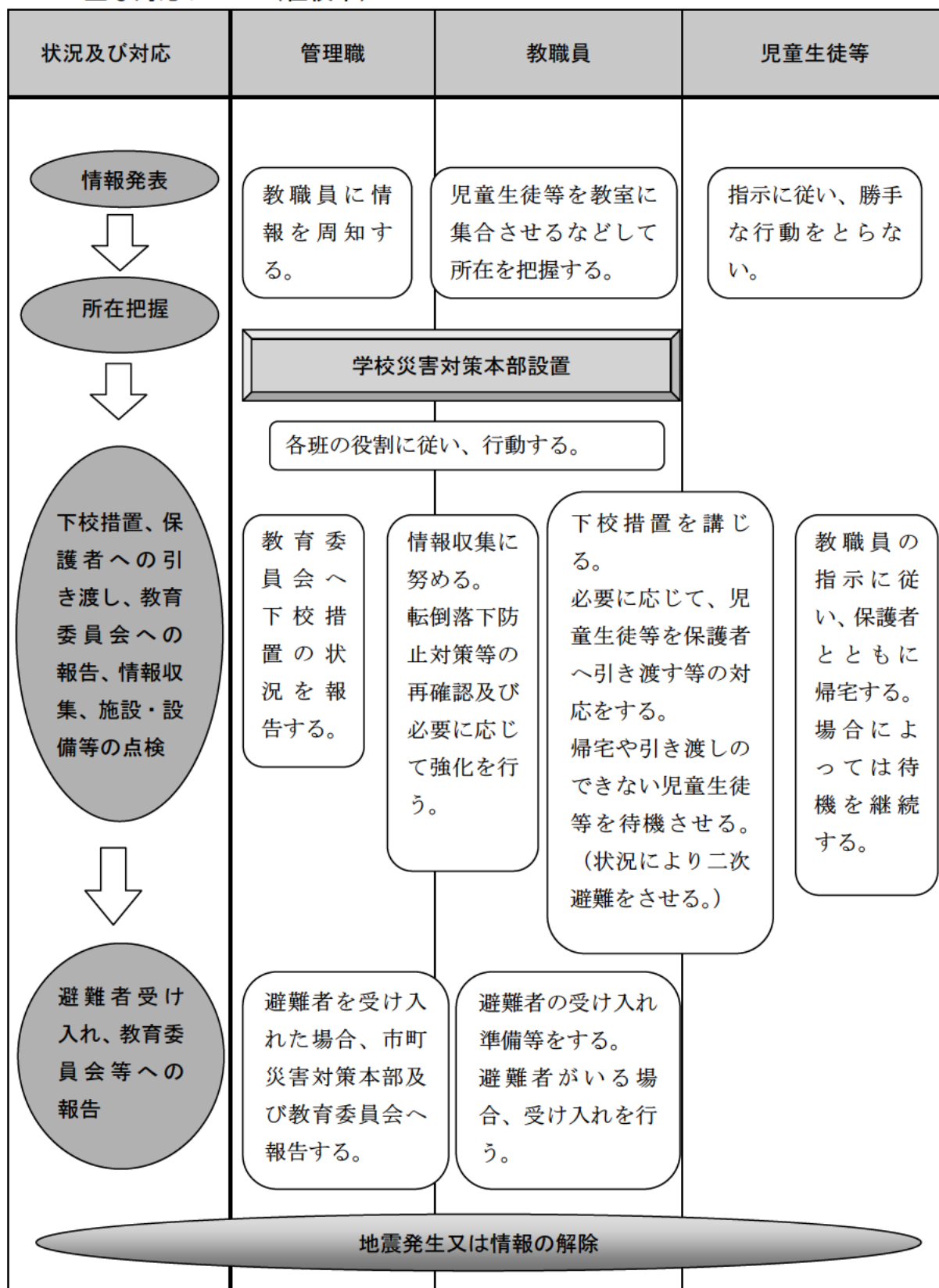
イ 校外活動中の場合

- ・校長と引率者は連絡をとり、帰校等の対応を確認します。
- ・児童生徒等を集合させ、点呼を行います。
- ・児童生徒等に東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたこと、今後の対応について説明します。
- ・帰校等の対応を実施します。

ウ 登下校の時間帯の場合

- ・校内にいる児童生徒を集合させ、点呼を行います。
- ・保護者に、東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたことによる休校、すでに登校している児童生徒は下校させる（引き渡しを行う）こと等、連絡を行います。

5 東海地震注意情報又は東海地震予知情報(警戒宣言)発表時における
主な対応フロー(在校中)



※児童生徒等が在宅中に情報が発表された場合には、休校として登校させない。

